

品川区長 森澤 恭子 様

2027 年度 予算要望書

2026 年 9 月 30 日

日本共産党品川区議団

目次

はじめに	3
重点項目	4
中小企業を区内経済の根幹と位置付けた支援を	8
区民の生命とくらし守る福祉の充実を	12
(介護保険制度)	12
(高齢者福祉)	13
(障害者福祉)	14
< 新庁舎建設への要望 >	16
< 知的障害 >	16
< 視覚障害 >	17
< 重度身体障害者・医療的ケア児者等 >	19
< 精神障害 >	20
< 発達障害 >	21
< 聴覚障害 >	22
< 高次脳機能障害 >	23
(生活保護・貧困対策)	24
(熱中症から命を守る対策)	25
(新型コロナ)	25
(区民の健康・衛生、国民健康保険)	26
東京一極集中の再開発や道路、羽田新ルートではなく 防災・環境を大事にした住民主体のまちづくりを ...	29
(公有地活用)	29
(羽田空港新飛行ルート)	29
(超高層再開発・道路・まちづくり・リニア新幹線)	30
(リサイクル・地球温暖化対策・環境)	33
(住宅)	36
(防災対策)	37
< 高齢者・障害者 >	40
(原発災害)	41
子どもの権利を尊重し、安心して産み育てることができる子育て支援、ゆきとどいた教育を	42
(保育)	42
(子どもの居場所)	43
(子育て支援)	44
(教育)	45

（ いじめ・不登校対策 ）	48
（ 特別支援教育 ）	50
（ 図書館 ）	50
平和、ジェンダー平等を推進し、住民参加を位置づけ区民サービスの向上を	52
権利としてのスポーツ振興の充実を	56
若者の声を区政に	57

はじめに

昨年の施政方針で「自己責任社会からの転換」を掲げた森澤区長は、「社会保障は権利」として地域包括支援センターの地域への設置、介護従事者と事業所へ支援、補聴器購入費助成など所得制限の撤廃を、「子育ての社会化」として学校給食や学用品などをはじめとした義務教育の無償化や大学生への給付型奨学金などを矢継ぎ早に実施。今年度は更に発展させ、子どものスポーツ施設の無償化、担当部長の設置で障害者福祉の抜本拡充など進めました。これらの施策の多くは、区民からの請願・陳情など住民運動と力合わせ、日本共産党品川区議団が議会で積極的な提案を続けてきたものでもあり、区民のための施策の実現を心から歓迎します。

いま高市政権は暮らしはそっちのけに大軍拡を進め、長射程ミサイルの全国配備、武器輸出の解禁、加えて非核三原則の見直しや憲法9条改悪を狙っています。それに伴い社会保障は削減の一途です。一方、森澤区政は共産党の質問に対する答弁で、核兵器禁止条約を進め非核三原則を守る立場の表明や平和憲法を評価し軍拡・抑止力論を否定する考えを示しました。また、区が先んじて進めた学校給食無償化等の施策は他自治体にも広がり、学校給食の負担軽減は国の制度にもなるなど、品川区の先進的な政策が全都、全国に広がり、国をも動かしています。国の悪政の暴走が吹き荒れる中、「自己責任社会からの転換」を掲げる森澤区政は希望となっています。

超高層再開発についても、国の補助金支出の対象外となった品川浦で新たな地区指定や区独自の補助金支出はしないと明言するなど、変化の兆しが見られます。さらに進んで、マスタープランの見直しや再開発の規制強化が必要です。特定整備路線についても、住民の声をふまえ大元から見直し廃止すべきです。

日本共産党品川区議団は、区政の前向きの変化はおおいに後押しするとともに、転換が必要な分野については意見を述べ、提案を続けていきます。

そうした立場に加え、

- (1) 区民の暮らしを守り抜き、地域経済を支え発展させる
- (2) 高齢者・障害者・子どもをはじめ住民福祉を増進させる
- (3) 憲法と人権・ジェンダー平等、平和を大切にする
- (4) 財界・開発大企業の利益優先のまちづくりから、住民が主人公の安全・安心、環境に配慮したまちづくりへ転換する

という4つの視点から、2027年度品川区予算編成に対する日本共産党品川区議団の提案・要望として、重点項目47項目、全739項目をまとめました。ぜひ来年度予算に反映して頂くようお願い申し上げます。

*各項目の下線部は、追加または修正したもの、**太文字**は重点項目です。

重点項目

1. 消費税廃止をめざし、中小企業支援と個人消費喚起として、緊急に消費税を5%に減税することを国に求めること。インボイス制度の個人事業主・フリーランスも含めた区内の影響調査を実施し、その廃止を国に求めること。3,000万円から1,000万円に引き下げられた免税点を元に戻すよう国に求めること。
2. 豊島区や日野市を参考に、区独自に区内中小企業の賃上げを直接支援すること。
3. 品川区独自に令和6年度から実施している介護と障害福祉従事者への1人当たり月1万円の「居住支援手当」を継続すること。また、東京都に対して、勤続6年目以降の介護職員とケアマネージャーに対しても勤続6年未満と同様に月2万円支給するよう求めること。都が行うまで区が助成し、すべての従事者が合わせて3万円の「居住支援手当」が受けられるようにすること。
4. 地域に設置する方針となり、来年度モデル実施となる地域包括支援センターは、運営方針や計画、実績報告をつくり公表すること。また、高齢者や障害者の実態把握、総合相談の充実、認知症ケア、地域住民への意識の啓発など地域包括支援センターとしての活動を位置づけること。委託先は社会福祉法人など非営利とし、営利目的である株式会社は選択しないこと。
5. 難聴の早期診断、早期対応のために耳鼻咽喉科での聴力検査を制度化すること。
6. シルバーパスの補助を区独自に行い、一律1000円にすること。
7. 障害者グループホームの増設は民間任せではなく、知的障害、中・重度者、医療的ケア者、視覚障害者などを対象とするものを、必要数を明らかにし、時期や土地確保の手法、経営が成り立つ支援策を明らかにした計画を作り、建設を進めること。
8. 2026年度策定する特別支援教育推進計画によって、教職員への研修や支援体制の強化、保護者や区民への啓発などを具体化し、PDCAサイクルで充実させること。
9. 障害児の日常生活用具も通所支援等と同様に「利用者負担金が完全ゼロ」とすること。
10. 5歳児健診のモデル実施では、実施園での職員研修や保護者への啓発、アフターケアを十分に行うこと、さらに相談体制の充実、健診結果で療育が必要となった子に対する児童発達支援や放課後等デイサービスなど必要な支援の受け皿を十分確保すること。本格実施に向けた検証を行うこと。
11. 長年の当事者・家族の運動で策定された2026年4月施行の高次脳機能障害者支援法をもとに、今年度策定の障害児者福祉計画に支援の拡充を位置づけること。専門的な相談や医療、保健、福祉、教育、労働等関係機関が連携し支援する仕組みをつくること。
12. 低所得世帯や生活保護世帯のエアコン設置助成は、都の運用基準に沿って複数台ある場合も対象にすること。さらに、今年度実施された電気代補助制度は継続し、増額すること。また、生活保護の夏季加算を国に求めること。制度ができるまで、法外援護として区独自の夏季加算を創設すること。
13. 国民健康保険は、国庫負担を1兆円規模で増額し、協会けんぽ並みに引き下げよう国に求めること。都からの補助金増額を求めること。区が削減した一般財源からの法定外

繰り入れを元に戻し、国保料を引き下げること。

14. 18 歳以下の子どもの国保料無料化を東京都と国に求めること。区独自に 18 歳以下の子どもの均等割の無料化を実施すること
15. 現庁舎跡地に障害児者総合支援施設、特養ホーム、区営住宅を整備すること。
16. 超高層再開発と道路を推進する品川区まちづくりマスタープランは白紙に戻し、住民参加を位置づけ作り直すこと。
17. 品川浦周辺地区開発について、超高層再開発を誘導する現行ビジョンは白紙にし、計画は中止すること。国の補助金対象地域から外れた措置を受け、引き続き新たな地区指定も区独自の補助金投入も行わない方針を堅持すること。開発区域内にある北品川・東品川都営住宅を開発種地に充てる検討は止め、存続させること。
18. 試行運行や実証実験をふまえ、コミュニティバスや AI オンデマンド交通を区内全域で実施する検討を行うこと。
19. 防災の役に立たず、住民を追い出し、まちや商店街を壊す補助 29 号線、放射 2 号線道路は即中止し、事業廃止を都にはたらきかけること。廃止後に空いた道路用地に公園や区民菜園、保育園の園庭、障害者・高齢者施設、区営住宅や区民集会所等をつくる緑と福祉のまちづくりに転換すること。廃止までの間、道路用地のため取得した事業用地は、住民要望を踏まえ柔軟に活用すること。
20. 環境破壊、新幹線の 4 倍の電力消費、地震対策がない、残土処理の盛り土の危険、そもそも必要性がなく、東京外環道の陥没事故等や西品川の区道隆起事故等により地上への影響が明らかになったリニア新幹線は、工事の中止を J R 東海と国に求めること。
21. 7 月 29 日のシールドマシンからの異音発生による工事停止について、第二京浜以西の地域住民も含めた教室型住民説明会を開き、原因と対策を明らかにすること。
22. 公共施設において、太陽光パネル・風力・小規模水力発電設備など自然エネルギーの導入を推進し、全ての区有施設で省エネとあわせて使用電力をまかなえる発電量を目標に設置を最大限進めること（ZEB 化）。ペロブスカイト太陽電池や発電するガラス、羽無し風力タービンなど最新技術の導入を廃棄時の課題も含め検討すること。
23. 大気汚染及び地球温暖化対策として、環境基本計画に樹木を大幅に増やす計画を入れること。樹幹被覆率の調査を行い、樹木の保全・拡充に努め、被覆率を高めること。
24. 若者単身者や子育て世帯、低所得高齢者など住宅困窮者への家賃助成を実施すること。セーフティネット住宅の家賃助成は専用住宅だけでなく登録住宅も対象とすること。
25. 震災関連死を防ぎ、人権が保障される避難所環境の確保へ、国際基準・スフィア基準や避難所・避難生活学会が提唱しているトイレ・キッチン・ベッド・バスを 48 時間以内に避難所に届ける TKB48 を参考に、あたたかい食事の提供、プライバシーを保つ間仕切りやテント、エコノミークラス症候群予防にもなる簡易ベッド・ダンボールベッドの活用、冷暖房、入浴設備、寝食分離できる食事スペース、女性トイレの数を男性の 3 倍にする等、避難所の改善を、障害者や高齢者などの参加を位置づけて進めること。全ての避難所に太陽光発電と蓄電池設備を設置すること。ペットの同伴避難ができる避難所を増やすこと。台風・豪雨・高潮に伴う避難所の開設にあたっては同様の対応をとること。

26. 昨年 9 月 11 日の水害をふまえ改定したハザードマップを全戸配布すること。
27. 止水板の補助上乗せは恒久的な制度とすること。
28. 上下水道の改修・耐震化は、料金収入だけでなく公費を投入して耐震化 100%の計画を立て、早期に実現するよう、東京都に求めること。
29. 個別避難計画を実行性あるものにするため、障害種別ごとに当事者参加で防災訓練を行い、課題を明らかにして対策につなげること。
30. 子どもの権利条例は、子どもの権利条約の精神に則り策定すること。また、子ども施策を検討する上では、子ども自身の意見を聞き、意見を表明する権利を保障することを基本姿勢とすること。
31. 4 月当初などに定員が埋まらず運営が苦しくなる社会福祉法人や NPO 法人立の認可・認証保育園等について、子どもの数に応じて運営費補助を出す仕組みをあらため、公立認可園同様に安定的な運営ができる仕組みにするよう東京都に求めること。また、区としても 20 区が実施している定員割れ私立保育施設への定員に応じた補助を実施すること。
32. すまいるスクールは、どの学校でも専用の部屋を確保し、利用人数に見合った広さも確保すること。音や人の多さなど環境刺激の処理が苦手な発達障害児にも配慮した広さ・環境を確保すること。
33. すまいるスクールの運営事業者の委託料を引き上げ、従事者の待遇を改善し人員を増やすこと。
34. 通学定期への補助制度をつくること。鉄道会社に子ども料金を 18 歳まで拡充するよう求めること。
35. 学校給食の無償化は、朝鮮学校など各種学校含めた私立・都立・国立など、品川区在住の全ての小中学生を対象にすること。
36. 産休代替や病休者など、年度当初や途中で必要な教員が確保できないということが無いよう、区教委として責任を負い手立てを取る。根本にある教員不足の解消を国や都にはたらきかけること。
37. 区内小中学校の 30 人学級の実現へ、区固有教員の増員や、学校隣地を購入し教室を増やすことや学校の増設も含めた検討を進めること。
38. 夏場の酷暑における学校・幼稚園・保育園の校庭・園庭・プールでの教育活動の条件整備へ、可動式的大型サンシェードを整備すること。今後改築する学校は屋根付きプールにすること。
39. いじめや不登校で苦しむ子どもに気づき必要な対応ができるよう、多忙な担任の先生だけでなく多様な大人が目配りし関われるように学校の人的体制を充実すること。そのため、スクールソーシャルワーカーを全校に正規職員で常勤配置し、学校図書館司書と委託化された用務員は直接雇用に切り替え、各学校に毎日配置すること。
40. 全校実施された校内別室指導支援の現状を把握し、必要な支援を行うこと。別室指導支援員には教員等の資格者を配置し、着任前から十分な研修の実施、時給の引き上げと交通費の支給を行うこと。
41. 非核平和都市宣言をしている区の区長として、「日本政府に核兵器禁止条約の署名・批

准を求める署名」に署名すること。また、国に「核兵器禁止条約」を批准するよう働きかけること。また、非核平和都市品川宣言を各国政府に送付して、核廃絶を訴えること。

42. 憲法9条改憲に反対し、憲法違反の安保法制=戦争法、特定秘密保護法、「共謀罪」法、安保三文書、国家情報会議設置法を廃止し、非核三原則の見直し、武器輸出をやめ、戦争国家づくり・大軍拡を止めるよう国に求めること。
43. 城南大空襲の記憶を語り継ぐため、記念碑の建立や小島義一さんの城南大空襲の絵の品川歴史館への保管・展示・貸し出し、体験者の証言のアーカイブ、区の平和マップへの戦跡掲載などを行うこと。
44. ジェンダー平等の根本に包括的性教育があることを据え、区の性教育を国際セクシャリティ教育ガイダンスに則った包括的性教育に切り替えること。NPO 法人ピルコンや産婦人科医、助産師の外部講師による性教育を、区教育委員会として全校に実施を呼びかけ、財政的保障をすること。また、成人への包括的性教育についても取り組みを進めること。
45. セクシャル・リプロダクティブヘルス&ライツ（SRHR、性と生殖に関する健康と権利）は全ての人の性と生殖に関する自己決定権を保障するものという認識を持ち、中身を区民に広く知らせ、取り組みを進めること。
46. 生理用品は区役所（3・7階以外）や区民集会所など、全ての公共施設の女性トイレに設置すること。さらに公衆トイレと公園トイレにも設置すること。
47. 区独自の奨学金返済支援制度をつくること。

中小企業を区内経済の根幹と位置付けた支援を

1. 消費税廃止をめざし、中小企業支援と個人消費喚起として、緊急に消費税を5%に減税することを国に求めること。インボイス制度の個人事業主・フリーランスも含めた区内の影響調査を実施し、その廃止を国に求めること。3,000万円から1,000万円に引き下げられた免税点を元に戻すよう国に求めること。
2. 10月からインボイス制度の2割特例が3割に、8割控除が7割に経過措置が引き下げられるがこれまでの特例の延長を国に求め、区としてできる負担軽減策を講じること。
3. シルバー人材センターのインボイスの消費税負担分は利用者に転嫁するのではなく、区が補助すること。
4. 豊島区や日野市を参考に、区独自に区内中小企業の賃上げを直接支援すること。
5. 「中小企業・小規模企業振興基本条例」を制定し、品川区の中小企業施策の基本理念を定めること。同時に、全事業所調査を行い、得られた要望や生活実態などの情報を、商工施策だけでなく、福祉やまちづくりなど幅広い施策に反映させること。また、振興条例の推進体制として、中小企業経営者、金融機関、自治体職員などで構成する「中小企業振興会議」をつくり、中小企業の声を生かすこと。
6. 公契約条例は、工事または製造請負契約の対象金額を引き下げ、適用範囲を拡大すること。また、業種ごとの労働報酬下限額の一覧を現場でのポスター掲示や窓口で閲覧可能にし、2次下請け以下の労働者も条例や下限額を知ることができるようにするなど、実効性ある中身にすること。
7. 建設業事業者は都市基盤及び生活基盤を支え区民の安全かつ安心な生活を守るエッセンシャルワーカーであるとの認識の下、世田谷区の産業振興基本条例も参考に、産業振興計画を作成し建設業も区の主要な産業として位置づけ、その振興を図ること。
8. 建設業界の人材不足解消と技能者の育成・確保へ、世田谷区が実施している建設体験ツアーなど、建設組合と連携した中高生や就労希望者などを対象にした建設企業の現場見学や職場体験などを品川区でも実施し、若者の採用を支援すること。
9. 建設産業の持続的な発展のため、若者を採用した事業者に補助をすること。若年層や就労希望者と区内中小零細の建設事業者とのマッチング事業の創設に向けて検討すること。
10. 原油価格の高騰やナフサ不足等で資材調達コストの大幅な増加による工期の遅延・工事の中止、倒産・廃業を避けるための以下の抜本策をとること。
 - ① 品川区が発注する公共工事において価格上昇分を証明できる場合にはその相当分を元請け業者に負担を求めることができるような施策を実施する。
 - ② 緊急対策として、経営状態が悪化している中小零細建設事業者を対象に、支援金や補助金を給付すること。
11. 品川区の公共工事従事者に建設業退職金共済制度の周知徹底へ、現場での説明会やポスター掲示など行うこと。区発注の公共工事では、新規入場者教育での建退共手帳所持の確認や工事受注者に対して共済証紙添付枚数の報告を必須とし、区による確認作業を実

施すること。

12. 住宅改善工事助成事業(エコ&バリアフリー住宅改修)は、①前回利用から一定年数経過及び別の部位・工事内容の場合、再度利用できるようにする、②補助額及び補助割合の引き上げ、③子育て世代への割り増し、④多摩産材等の国産の木材を使用した場合に補助を行う、以上4点を改善すること。また、申請数が予算額を超えたら補正予算を組み利用できるようにすること。各施設にパンフレットを置くなど周知の徹底と、業者が提出する申請書類の負担軽減にもつとめること。
13. 空き家対策として公共目的で活用時の工事の依頼先には、地元施工業者を紹介する窓口・「品川区住宅センター協議会」を紹介・活用すること。
14. 個人商店などの店舗改修に補助制度をつくり、個店を支援するとともに地元業者の仕事確保につなげること。
15. 「品川区住宅まつり」への助成金をさらに増額すること。
16. 区内中小企業に仕事が回る仕組みを一層強めるために、小規模事業者登録制度を作ること。区が発注する物品購入や公共事業、事業委託などは、引き続き区内中小企業に対して行うこと。また、大規模なものは分割するなど工夫して中小企業支援を強めること。
17. 中小企業の設備更新を4/5、上限80万円まで助成する「省エネルギー対策・業務改善設備更新助成金」は恒常的な制度にすること。また、クリエイターなどが業務で使用するPCも対象にすること。
18. 町工場・中小業者の家賃や動力・水光熱費などの固定費補助をすること。
19. 経営支援融資あっ旋制度の本人負担利率3年ゼロを継続すること。また、区が紹介したケースは信用保証協会でも認められるよう働きかけること。
20. 中小企業への貸し渋りを防ぐために、一般保証制度とセーフティネット保証5号に導入された部分保証（責任共有制度）を全額保証に戻し、経営状況に応じて格差のつけられた保証料率も元のように改めるよう国に働きかけること。
21. 地域産業振興課の窓口等で各支援制度への申請書類作成の支援を行っていることを広く周知すること。
22. 業者婦人の生活・健康・医療・労働などの実態調査をすること。
23. 自家労賃を必要経費と認めて、家族従業者の人格・人権、労働を正當に評価するため、所得税法第56条の廃止を国に求めること。
24. 大型店・大手資本の出店を規制するため、出店を希望する大型店と商店街や近隣住民との協議の場を義務付けること。大型店・大手資本の出店の情報を得たときにはすぐに商店街や近隣住民に情報提供し協議の後押しをすること。
25. チェーン店をはじめ新規商店に商店街加入を促す取り組みを支援すること。
26. 生活に必要な生鮮三品を扱う商店が経営維持できるよう支援を強めること。また、生鮮三品を扱う商店のない商店街や地域へ、個店の出店支援策を実施すること。
27. 商店街支援策の策定にあたって、消費者の意見を反映させるアンケート調査を実施すること。
28. 商店街装飾灯電気代補助増額は恒久的な制度とすること。電気料金値上げ時は、その分

を商店街負担としない対策をとること。また、電気代と改修費用は全額補助に増額すること。LED やソーラー・ハイブリッド型への切り替え補助の制度を充実させること。やむを得ず撤去する際の区独自助成や、区として譲渡を受けるなどの支援を行うこと。

29. 商店街が設置する防犯カメラの設置や機器更新の助成率を更に引き上げ、商店街に負担がない運用の在り方を関係機関と協議・検討すること。
30. 区内共通プレミアム商品券を継続すること。
31. プレミアム付デジタル商品券は、商店街加入店舗へ決済手数料助成を実施し、参加店舗を増やすとともに商店街支援・加入促進につなげること。
32. 防災や国産間伐材普及など、商店街が地域貢献のために幅広く行うイベント事業について、商店街の意見に耳を傾けながら助成対象を拡大し、また東京都にはたらきかけること。補助金の申請にあたっては、申請者に過重な負担を課すことは避け、柔軟な対応をすること。
33. 商店街のイベント事業に必要な資機材置場確保に向け家賃助成など支援を実施すること。
34. 商店街の各種イベント助成の案内チラシについて、引き続き、次回の商店街が主催する事業の告知はもちろん、区民まつりや学校、地域等の行事日程についても、一定程度の掲載を可能にすること。
35. 現状のサポーター支援事業（商店街エリアサポート事業・業務サポーター事業等）は、業務・課題の内容で区分・事業化するのではなく、年間を通した包括的な商店街サポート事業として実施し、現場の実態やニーズに即した支援につなげるようにするにし、総額も増やすこと。
36. 商店街に自転車・バイク駐輪場、トイレ、お休み処の設置を働きかけ、必要な支援を実施すること。
37. 道路整備とそれに伴う再開発事業により店舗が減少するなど影響が大きい商店街の要望や意見を聴取すること。商店街活性化のための道路用地の暫定活用は収益事業にも使えるよう都など関係機関にはたらきかけ積極的に進めること。
38. 商店街でのマンション建設にあたっては、住民・商店街の要望に沿って店舗の併設を義務付けること。
39. 東京都中小企業振興公社が行っている「若手・女性リーダー応援プログラム助成事業」、「商店街起業・承継支援事業」なども参考に、商店街振興や若者の創業支援として、空き店舗の紹介や内装・外装への工事費助成、一定期間の家賃助成など出店支援策を実施すること。
40. 創業支援資金や創業支援センター事業など区が行う様々な創業支援施策について、専門のポータルサイトを作る・SNS で発信するなど対象者への周知を工夫・徹底すること。
41. シャッター通りになっている商店街を活用し地元の個人商店や開業したい区民が低廉な資金で参入できるよう支援すること。
42. 八潮の商業施設については、キーテナントの存続、魅力ある店舗づくりに向けて、アンケートを取り消費者ニーズをつかむこと。また、営業時間の拡大、高齢者なども直接買

い物に行けるよう送迎用電動機付自転車等による送迎体制を整備するなど、様々な支援策を講じること。

43. 中小企業の経営が継続できるように雇用調整助成金を全額助成とするよう国に求めること。
44. 「助け合い」の精神でつくられている「自主共済」を保障するため、保険業法の対象外とし、法整備をはかるように国に働きかけること。
45. 地域経済の健全な発展と区民生活を守るため、大企業に対し、賃金引き上げ、雇用の拡大と正規雇用化、下請け単価の引き上げを働きかけること。
46. 大田区が支援している「下町ボブスレー」も参考に、区内中小企業の高い技術力やネットワークの力を一体的に生かした、技術の継承やものづくりの PR、商品開発、販路拡大への支援を実施すること。

区民の生命とくらし守る福祉の充実を

(介護保険制度)

1. 介護職員の賃上げと労働条件の改善へ、引き下げた介護報酬を大幅に引き上げること。それが保険料に跳ね返らないよう国の負担割合を 10%引き上げ、35%にするよう国に求めること。
2. 品川区独自に令和 6 年度から実施している介護と障害福祉従事者への 1 人当たり月 1 万円の「居住支援手当」を継続すること。また、東京都に対して、勤続 6 年目以降の介護職員とケアマネージャーに対しても勤続 6 年未満と同様に月 2 万円支給するよう求めること。都が行うまで区が助成し、すべての従事者が合わせて 3 万円の「居住支援手当」が受けられるようにすること。
3. 令和 7 年度の補正予算で実施した「国が引き下げた訪問介護の減収補填（訪問介護サービス事業所安定運営支援金）」は国が介護報酬を引き上げるまで継続すること。
4. 地域に設置する方針となり、来年度モデル実施となる地域包括支援センター（以後包括センター）は、運営方針や計画、実績報告をつくり公表すること。また、高齢者や障害者の実態把握、総合相談の充実、認知症ケア、地域住民への意識の啓発など包括センターとしての活動を位置づけること。委託先は社会福祉法人など非営利とし、営利目的である株式会社は選択しないこと。
5. 全地域に包括センターが設置されるまでの間、包括センターとして登録をしている高齢福祉課の保健師を増員し、認知症ケアや熱中症予防など、地域の住民に対する講座など啓発活動を行うこと。
6. 疾病や介護、障害、貧困、引きこもりなど多岐にわたる困難を抱える区民が相談できる重層的支援体制の総合相談窓口をつくること。
7. 介護保険で手すりなどを設置する場合のケアマネが作成する住宅改修理由書の作成手当を国に求めること。区としても手当を付けること。
8. ケアマネの業務外であるシャドーワーク（家電が壊れた、タクシーを呼んでほしい等）に対して、支え合いほっとステーションが窓口となって対応するなど公的な仕組みとすること。
9. 他の自治体と比較して極端に低い介護認定（要支援が全国平均 29.2%に対して品川区は 43.3%-R7 年度）を、高齢者の実態に合わせた認定に改善すること。
10. 2015 年度から改悪されてきた介護保険制度の改悪①特養ホーム入所対象者を要介護度 3 以上に限定②一定所得以上の利用料を 2 割、3 割に負担増③特養ホーム入所者への補足給付の要件に資産や配偶者の収入を加えたこと。さらに 2021 年にその資産要件を引き下げたこと④高額介護サービス費の上限を引き上げたこと、以上 4 点を元に戻すよう国に求めること。また、今後改悪が狙われている①利用料 2 割に負担増②要介護 1・2 の総合事業化③ベッドなど福祉用具貸与やケアプラン作成費の保険外しなどを行わないよう国に求めること。

11. 総合事業によって要支援者に対する訪問介護と通所介護の無資格者によるサービスへの置換えを行わないこと。事業者に対する総合事業の報酬単価を引き上げること。
12. 低所得者に対する介護保険の利用料減免制度をつくること。現に社会福祉法人が行っている減免制度を区として周知を徹底し、対象者が利用できるようにすること。
13. 特別養護老人ホームは、時期と増床数を明確にした増設計画をたてること。老人保健施設を増設すること。また、用地取得の補助制度をつくるよう都や国に求めること。
14. 認知症高齢者グループホームを増設し、誰もが入れる利用料に減免制度を拡充すること。また、区が新たに作るグループホームは区立・指定管理者とすること。民設民営にする場合は社会福祉法人とすること。
15. 西五反田と東大井のケアホームは一般財源を投入し減免制度をつくり、特養ホームと同様の利用料にすること。
16. 65 歳以上の保険料でまかなっている市町村特別給付のサービスはすべて一般財源で行うこと。

（ 高齢者福祉 ）

1. 補聴器購入費助成制度（2023 年度開始）は、助成額を 14 万 4900 円に引き上げること。
2. **難聴の早期診断、早期対応のために耳鼻咽喉科での聴力検査を制度化すること。**
3. 年齢で高齢者を差別する後期高齢者医療制度の廃止を国に求めること。後期高齢者医療保険制度の特例軽減措置を元に戻すよう国に求めること。
4. 70～74 才の医療費窓口 2 割負担を 1 割に戻すことと、2021 年度改悪された 75 歳以上の医療費窓口 2 割負担は元の 1 割に戻すことを国に求めること。
5. 高齢者の医療費無料制度を国や都に求めること。当面、高齢者入院費用の負担軽減策を区独自で実施すること。
6. 在宅の紙おむつ支給は、対象を要支援の使用者まで拡大し、枚数も増やすこと。
7. 歩行困難な高齢者にシルバーカーの現物支給や購入費助成を行うこと。
8. 救急代理通報システムは、ペンダントを防水型にし、浴室でも使用可とすること。申請は区役所窓口でも受け付けること。
9. 障害者・特別障害者に準ずる税金控除を受ける為の「認定証」が要介護 1・2 まで対象拡大されたことを機会に、対象者に申請書を送付すること。広報やケアマネージャー、区の窓口、介護施設等を通じた周知の徹底を図ること。
10. 日常生活用具等給付事業（自動消火装置、ガス安全システム、電磁調理器）の対象について、現状の 65 歳以上の認知症高齢者でひとり暮らし高齢者または高齢者のみ世帯から、要介護高齢者及び認知症高齢者がいる世帯へ対象拡大を行うこと。また、制度の周知徹底をはかること。
11. 高齢者肺炎球菌ワクチンの自己負担 5000 円を無償化すること。
12. 65 歳から 5 歳刻みで定期接種になった带状疱疹ワクチンの接種費用を無償化すること。
13. 八潮団地に浴室付きシルバーセンター・ゆうゆうプラザをつくること。

14. 高齢者の移動支援・健康維持へ、電動アシスト三輪自転車の購入補助や貸し出し制度をつくり、高齢者クラブとも連携し講習会を行うこと。
15. シルバーパスの補助を区独自に行い、一律 1000 円にすること。

※ 高齢者の防災対策は、P.40～41 に記載しています。

(障害者福祉)

1. 現庁舎跡に、ぐるっぽに続く 2 か所目の障害者総合支援施設を建設すること。
2. 障害福祉サービス事業所の従事者への居住支援手当も、東京都に対して、勤続 6 年目以降の介護職員とケアマネージャーに対しても勤続 6 年未満と同様に月 2 万円支給するように求めること。都が行うまで区が助成し、すべての従事者が合わせて 3 万円の「居住支援手当が受けられるようにすること。
3. **障害者グループホームの増設は民間任せではなく、知的障害、中・重度者、医療的ケア者、視覚障害者などを対象とするものを、必要数を明らかにし、時期や土地確保の手法、経営が成り立つ支援策を明らかにした計画を作り、建設を進めること。**
4. 障害者グループホームの新規開設に当たり、支援区分 5・6 の重度者を受け入れること。開設時に情報を入手できない人がないように、説明会や見学会の開催について当事者・家族に周知を徹底すること。
5. 区営住宅建て替え時に、障害者グループホームを併設すること。
6. 5 歳児健診のモデル実施では、実施園での職員研修や保護者への啓発、アフターケアを十分に行うこと、さらに健診結果で療育が必要となった子に対する児童発達支援など必要な支援の受け皿を十分確保すること。本格実施に向けた検証を行うこと。
7. 2026 年度策定する特別支援教育推進計画によって、教職員への研修や支援体制の強化、保護者や区民への啓発などを具体化し、PDCA サイクルで充実させること。
8. 品川区立心身障害者福祉会館は、築 48 年経過し老朽化しているため、改築について検討すること。改築にあたっては、障害者団体・当事者参加で検討すること。
9. 障害児の日常生活用具も通所支援等と同様に「利用者負担金が完全ゼロ」とすること。
10. 日常生活用具の障害児の紙おむつの支給額を物価高騰等の実態に合わせて増額すること。
11. 東京都及び品川区が実施しているグループホームへの家賃助成（月所得 73000 円未満は 24000 円）は、引き続き継続すること。負担軽減をさらに進めること。
12. 「親亡き後」施設の建設について、当事者参加を位置づけて検討を行い、障害者の親が高齢になっても地域で安心して暮らせる施設の建設など高齢化対策をすすめること。
13. 障害者自立支援法違憲訴訟団と国が結んだ「基本合意」「骨格提言」にもとづいた「障害者総合福祉法」に改正するよう国に求めること。利用者負担は原則無料にするとともに障害区分認定はやめ、障害者が安心して暮らせるよう個々の必要性に即したサービスを受けられるよう国に求めること。

14. 障害者差別解消法の実効性を高めるための条例制定をすること。
15. 2016 年度より自治体に義務づけられた障害者に対する合理的配慮について、職員に対する対応マニュアルの徹底、社会的障壁をなくすためのソフト・ハード両面の施策を検討し拡充すること。
16. 障害者福祉手当（第 1 種手当と第 2 種手当・難病の手当）と児童障害手当の 15500 円を増額すること。
17. 障害者福祉手当の愛の手帳 4 度、身体 3 級、精神障害者の手当額 8500 円を増額すること。さらに精神障害者の手当では 1 級のみでなく 2 級まで対象拡大すること。
18. 救急代理通報システムの対象を、単身暮らしの障害者と障害者と高齢者のみ世帯に限定せず、障害者のいる世帯すべてに拡大すること。
19. 障害者を介護している家族が病気やけがなどで一時的に介護が困難になった緊急時に介護人を自宅に派遣する制度をつくること。
20. 障害福祉課の相談窓口は、障害者福祉の制度に精通した対応が取れる体制とすること。また、相談窓口は、相談時のプライバシーが守られる構造に改善すること。
21. 障害者のケアプランをつくる事業所(指定特定相談支援事業所)をさらに増やすこと。増やすにあたっては、様々な社会福祉法人が参入できる公募で行うこと。障害児のケアプラン作成の報酬の増額を国に求めるとともに、区の支援を拡充すること。
22. 障害者の就労支援は身体障害者だけでなく、知的障害者や精神障害者、発達障害者、視覚障害者、聴覚障害者などそれぞれに雇用の目標を定め、区役所に雇用の場をつくり、品川区自らが法定雇用率を遵守すること。区内の社会福祉法人に対しても、法定雇用率を超える障害者雇用の確保を指導・支援すること。区内企業に対し、障害者の雇用促進を働きかけること。
23. 就労継続支援 B 型と生活介護の施設の増設を行い、きめ細かな対応ができる職員配置を行い、作業内容も充実させること。
24. 障害者雇用を促進するため、知的障害者や身体障害者、精神障害者を、一定の期間各自自治体等において非常勤職員として採用し、その後ハローワークなどを通じて一般の企業への就労に結びつける「チャレンジ雇用」を区として行うこと。
25. ショートステイを施設併設型や単独型など計画的に増設・増床を進めること。児童専用のショートステイを設置すること。医師や看護師など、職員体制を確保した医療的ケア児者のショートステイを設置すること。
26. 今年度より、知的障害者の移動支援のヘルパー不足の対策として、区独自の移動支援事業所への処遇改善加算（給付費に 40.2% 上乘せ）等が行われたが、さらに実効あるものにするため、養成講座の回数を増やすなど区が責任をもって養成すること。同時に視覚障害者の同行援護のヘルパー不足への対策も同様に行うこと。
27. 障害者の 65 歳介護保険優先の仕組みをやめるよう国に求めること。これまでのサービスが削減されないよう介護保険にないサービスは障害者福祉サービスとして利用できるようにすること。介護保険を申請しない場合は、引き続き障害福祉サービスを継続すること。

< 新庁舎建設への要望 >

1. 新庁舎建設にあたり、各障害者団体の代表者の参加を位置づけ、改めて意見や要望を聴取し反映させること。
2. 障害者の各種申請窓口はワンストップで手続きができるようにすること。
3. 新庁舎において、福祉関係の手続きや相談時のブースはプライバシーが保てる構造とすること。
4. 新庁舎の入り口ロビーにかもめ工房やプチレーブ、ふれあい作業所など障害当事者がつくった菓子やパン、雑貨などを販売する売店をつくること。
5. 新庁舎にアールブリュットのギャラリーをつくること。
6. 新庁舎内にマッサージルームを設置し、あん摩師・針師・灸師の資格を有する視覚障害者をヘルスキーパーとして区の職員に雇用すること。
7. 新庁舎設計において、出入口近くのトイレにユニバーサルシートの設置をすること。また、エレベーターは、ストレッチャー対応のものを必ず設置すること。

< 知的障害 >

1. 放課後等デイサービスを希望する日数が利用できるよう、事業者への区独自の支援を広報し事業所誘致をさらに積極的に進めること。また、支援の質を担保する仕組みを構築すること。送迎車は職員2人体制を基本とするよう指導すること。
2. 知的障害児・者が健康維持のための運動の機会を確保するため、東京都の「障害児・者の運動習慣定着支援事業」を活用する事業所をつくること。
3. ふくしまつりや障害者作品展、障害者記念のつどい等のイベントは、ふれあい掲示板や町会の掲示板にチラシを掲示するなど、PRを積極的に行うこと。
4. 知的障害者が選挙権を行使できるよう、障害者向け演説会やわかり易いパンフレット作成など候補者の政策や主張、経歴などがわかるような工夫を行うこと。また、模擬投票を毎年実施すること。
5. 生活介護施設での支援について、1日のスケジュールがわかり見通しをもって生活できるよう、視覚支援としてのスケジュール提示を明確に行うこと。
6. ふれあい作業所で支給されたファン付きベストを、他の必要とする作業所でも支給すること。
7. 障害者の医療費助成は、手帳保持者全員を対象とするよう国や東京都に求めること。国や都が制度化するまでは、区が独自に行うこと。
8. 日中一時支援事業は、放課後一時預かりや長期休暇中の預かり、「18歳の壁」対策としても保護者や本人の希望通り利用できるように整備すること。
9. 愛の手帳3度・4度も医療費助成の対象とするよう東京都に求めること。区独自の助成制度を創設すること。
10. 未就学児の療育は、2歳を目安にするのではなく、出産直後から開始できるよう体制を整えること。

11. 区の障害児者水泳教室の利用対象は、日常生活が自立している人と限定することはやめ、対象を拡大すること。

< 視覚障害 >

1. 図書館に視覚障害者の雇用を復活させること。
2. デイジー録音再生機（視覚障害者が音声によるデイジー図書、シネマデイジー、雑誌などを聴ける再生機）の給付対象を希望する視覚障害者に広げること。
3. 音声読み上げソフトなどパソコン周辺機器とパソコンを両方購入すると限度額を超えてしまうため、日常生活用具の「情報通信支援用具」の支給額を引き上げること。
4. 当事者の要望に沿って AI を利用した新しい端末（Orcam MyEye2 やエンジェルアイスマートリーダー、メタレイバン等）を日常生活用具給付事業の対象とすること。
5. 物価高騰を踏まえ拡大読書器や RIVO など日常生活用具や白杖などの補装具の支給額を引き上げること。
6. 日常生活用具の音声血圧計は 5000 円程の診断書を原則としてなくし、60 歳以上の視覚障害者には診断書がなくても給付すること。
7. 品川区のホームページを、視覚障害者が情報を得ることができるよう、PDF ファイルはテキスト情報と読み上げの順序を支持するタグ情報が埋め込まれたものにし、テキストファイルを同時に掲載すること。
8. 「広報しながわ」など品川区が発信する情報にアクセスできるよう視覚障害者にあった方法を一緒に検討すること。
9. 区発行の福祉の手引き（障害者福祉のしおり）は電子データや音声版などを製作し、必要とする視覚障害者には直ちに提供できるようにすること。
10. 視覚障害者が使う白杖が破損した場合、5 年以内であっても直ちに修理や交換を行うこと。白杖の先につける石突きにパームチップを支給の対象とし、破損した場合いつでも交換できる仕組みとすること。パソコンや時計なども年数に限らず交換できる仕組みとすること。
11. きゅりあんについて、トイレへの誘導ブロックの設置と、点字ブロックは凹凸が新しい基準をクリアしたものに取り替えること。
12. 視覚障害者が必要とする場所に、当事者参加で音響式信号機とエスコートゾーンをセットで設置すること。特に①大井 1 丁目、ヒノミドラッグ大井三ツ又店から三ツ又地蔵へ渡る横断歩道（大森方面から大井町へ向かうバス通り）、②ヒノミドラッグ大井三ツ又店からファミリーマートへ渡る横断歩道、③西五反田 3 丁目、首都高の下の通り：大崎郵便局から向かって「右 五反田方面、左 目黒方面」の青い標識の手前の横断歩道、④東急大井町駅からイトーヨーカドー並びにイトーヨーカドーから JR 陸橋までの横断歩道、⑤ JR 大井町駅中央口から阪急食品館に渡る横断歩道、⑥阪急食品館から東京三菱 UFJ 銀行までの横断歩道、⑦品川保健センター前第一京浜と山手通りの横断歩道、⑧品川警察署前のバス停の鮫洲寄りの横断歩道、⑨都立八潮高校とイオンの交差点、⑩中原街道と 26 号線との平塚橋交差点、⑪戸越公園駅前商店街と 26 号線の交差点、⑫武

蔵小山駅周辺、③第二京浜国道と 26 号線の交差点など早急に設置すること。

13. 音響式信号機は、ほとんどが午後 8 時～午前 8 時まで機能停止とされているため、視覚障害者が渡るときだけでも起動するよう改善すること。
14. 点字ブロックを①東品川ゆうゆうプラザ前のバス停からゆうゆうプラザ入り口、②京急青物横丁駅から青物横丁駅前バス停まで、③大崎第一地域センター入り口から目黒川の向かいまで、④JR 目黒駅周辺、特にアトレ 1 周辺の歩道、に早急に敷設すること。また敷設する際は当事者を交えて確認する機会を設けること。
15. 以下の点字ブロックを改善すること。
 - ① 東急大井町線下神明駅から荏原第五地域センターまでは車道で点字ブロックが敷設されていない部分をエスコートゾーンのように敷設すること。
 - ② 大井町駅から品川区役所に向かう歩道上の大井町トラックス入口の点字ブロックが極めて分かりにくく区役所に行くのが難しくなった現状を当事者参加で改善すること。
 - ③ 大井町駅西口付近の点字ブロックが床と同系色で判別できないため床面とのコントラストをはっきりさせること。
16. 区役所や地域センターなどの入り口の場所がわかるよう誘導鈴など入り口を案内する設備・音のサインを設置すること。
17. 全てのバス停、タクシー乗り場、交差点に点字ブロックを設置すること。また、全ての JR、地下鉄など鉄道の出入り口とバス停、タクシー乗り場をつなぐ点字ブロックを設置すること。
18. 鉄道踏切内の点字ブロック敷設をすること。（特に多くのレールを渡る幅の広い踏切やレールと道路の角度が直線ではない踏切）
19. 心身障害者福祉会館の階段の始まり部分に、注意喚起用点字ブロックを当事者の意見を取り入れ敷設すること。
20. 全ての駅に、ホームドアの設置をするよう鉄道事業者に働きかけること。東急池上線は、ホーム柵ではなく可動式ホームドア設置をすること。特に心身障害者福祉会館や昭和大学病院がある旗の台駅は、ホームドアが付くまでは、駅員の付き添いを徹底すること。
21. 混雑解消へ JR 大井町駅中央口のエレベーターは増設や定員増の改修、また下りのエスカレーター設置を JR に働きかけること。
22. 歩道を車イスがスムーズに通れるよう区内全域の調査を行い、歩道内に設置された電柱の移動や歩道の傾きの改善を行うこと。
23. 羽田新飛行ルートによる外出困難な状況を改善するために同行援護の支給時間を増やす、区内のエスコートゾーンの設置個所を増やすなど、安心して外出できる代替策を講じること。
24. 「都営バス」# 96（大井町駅東口～天王洲アイル）の運行が 4 月より 11 時から 15 時まで廃止されたものを復活するよう、東京都に働きかけること。
25. シルバーセンターでのマッサージ師の報酬を現在の 1850 円から相場の 3000 円以上に増額し、施術者とガイドヘルパーの交通費等の実費分を支給すること。

26. 宿泊研修旅行に必要な同行援護は、別枠で付与すること。
27. 同行援護のガイドヘルパーを養成する際の研修は、視覚障害者の理解促進のために視覚障害者当事者をバス乗降研修だけでなく参加させること。
28. 急な発病や親類の不幸など緊急時に対応してくれる同行援護のガイドヘルパーのネットワークを区が主体となりつくること。
29. 通所施設への報酬を「日払い方式」から「月払い方式」に戻すよう国に働きかけること。施設への運営費助成を増額すること。
30. 視覚障害者が専門的なサポートを受けながら自立して生活ができるよう、視覚障害者対象のグループホームを設置すること。
31. 視覚障害者の自宅で、ヘルパーが書類や新聞等の代読や、書類の代筆を行う制度をつくること。
32. 団体活動として区に提出する補助金等の書類の作成やホームページの運用などの支援をすること。
33. 公共施設のカウンターやスーパーの袋詰めする台などに白杖を立てられる器具を設置すること。
34. 広報しながわなど区の発行する出版物の点字版や音声版の作成の一部を、品川区視覚障害者福祉協会に依頼し、視覚障害者の雇用を生み出すこと。
35. 障害者対象のセーフティネット住宅は2棟しかないことを改善し、登録住宅、専用住宅を増やし障害者の住宅確保を支援すること。

< 重度身体障害者・医療的ケア児者等 >

1. 医療的ケア者を含む重度心身身体障害者が入居できるグループホームを整備すること。
2. **障害児の日常生活用具も通所支援等と同様に「利用者負担金が完全ゼロ」とすること。**
3. 「18歳の壁」対策として実施された生活介護の時間延長は、すべての施設で送迎を行う仕組みとすること。
4. 重度心身障害者を受け入れる生活介護の質の向上へ、支援員にPT（理学療法士）、OT（作業療法士）、ST（言語聴覚士）などの専門職を配置すること。
5. 森山リハビリクリニック閉鎖によって医療的ケア児者のショートステイが区内に1か所もなくなったことを受け、早急に区内医療機関と連携し、ショートステイのベッドを確保すること。
6. 品川区立障害児者総合支援施設（ぐるっぼ）のショートステイ、日中一時支援、通所（生活介護）は、体制整備を行い、医療的ケアを必要とする重度障害児者（人工呼吸器使用者を含む）を受け入れられるようにすること。
7. 医療的ケア者（人工呼吸器装着の人を含め）が通所できる施設を質・量ともに拡充し、1か所で週5日通所できるようにすること。
8. 区内の主な公共施設には、必ずユニバーサルシート（介護用ベッド）が設置されたトイレをつくること。
9. 救急代理通報システムの対象を、「障害者1人暮らし」または「障害者と高齢者のみの

世帯」が「人工呼吸器を使用し、常時介護が必要」（世帯構成は問わない）まで拡大されたが、さらに障害者のいる世帯まで拡大すること。

10. インクルーシブひろば利用者への送迎の仕組みを作ること。
11. 「だれでもトイレ」（多機能トイレ）の設置場所を増やし自動ドア化すること。既存の公園に計画的に設置していくこと。大型民間施設や商店街等での設置状況を調査し、当事者参加で設置や改善を指導・支援すること。
12. 中小企業センター2階の「だれでもトイレ」は、トイレ内で電動車椅子が回転できるよう改善すること。
13. 重度訪問介護等の障害福祉サービスは、必要な時間数の給付をすること。
14. 飲食店など民間事業者がバリアフリーの改修を行うための費用の助成制度を創設すること。
15. 福祉タクシーの利用券、自動車燃料費の支給額を増やすこと。また、福祉タクシー券は100円券の使用率が高いため、100円券の枚数を増やすこと。
16. 特殊マットを日常生活用具の対象とすること。
17. 紙おむつの支給額の上限は3歳児から変わらない額を年齢が上がるごとに単価が上がる実態に合わせて増額すること。
18. 紙おむつ支給の対象者を、障害手帳保持者で常時失禁がある人だけでなく、紙おむつを利用する障害者全員に拡大すること。
19. 心身障害者福祉会館に、利用者の駐車場を整備すること。
20. 区内の通所施設利用者の健康診断費用と交通費の助成制度を元に戻すこと。

< 精神障害 >

1. 区内に1か所しかない精神障害者地域生活支援センター（たいむ）を地域に3～4か所に増設し、相談や支援事業を充実させること。
2. 品川区で行われている精神科アウトリーチ支援：メンタルチームサポート事業（多職種チームで包括的に行う支援）を拡充し、重症で初診を受けられない当事者・家族などの要望にも応えられるものにする。
3. 区内に1か所しかない自立訓練事業所（生活）を地域ごとに誘致し、当事者の社会復帰につなげる支援を拡充すること。
4. 精神障害者が地元で暮らし続けるため、また社会的入院から地域移行するためにもグループホーム、特に重度者を受け入れる滞在型を増設すること。区内に新たな施設が開設された時は、速やかに品川区精神保健福祉家族会：かもめ会関係者に周知すること。
5. グループホーム職員の待遇改善のため、国に報酬引き上げを求めること。
6. 東京都の精神障害者グループホームに対する施設借上げ費（1人当たり上限月額69,800円）の支給対象を、主たる入居者が精神障害者でない障害者グループホームに入居する精神障害者手帳保持者も対象にするよう、都に働き掛けること。
7. 品川区障害者グループホーム支援事業実施要綱の整備促進助成要件を、「実務経験が常勤換算で3年以上の職員を配置した場合」を「実務経験が常勤換算で2年以上に緩和す

ること。

8. グループホームの個室の基準床面積を4.73㎡(4畳半相当)から6畳以上に広げること。
9. 精神障害者の8050問題解決へ、高齢の家族に対する家事援助など支援の仕組みをつくること。
10. 精神科クリニックでのカウンセリング料は自費料金で高額なため、保険適用を国に求め、区としても助成制度をつくること。
11. 心身障害者医療費助成の対象を精神障害者保健福祉手帳2級まで拡大すること。
12. 精神障害者が働く能力を発揮できるよう、精神障害者のための独自のプログラムによる職業訓練に取り組むこと。
13. 精神障害者の症状悪化に伴う緊急入院について、救急車の利用が断られ、やむなく警備会社に多額の料金を支払うか、パトカーで強制的に入院せざるを得ない現状を改善し、緊急入院ができるよう経済的負担の軽減や仕組みづくりをすすめること。
14. 精神障害者も身体・知的障害者と同様にJRなど交通運賃割引制度の適用対象にするよう国に働きかけること。
15. 精神疾患の早期発見のため、区独自の精神疾患についての副読本を作り、学校教育の中に精神障害についての理解を深めるカリキュラムを設け、子どもたちに知識を広げる授業を行うこと。
16. 区の精神障害者地域生活サポート24事業は、単身者だけでなく、すべての精神障害者を対象とすること。
17. 品川区立障害児者総合支援施設ぐるっぽ内に開設当初から2022年まで営業していた「児童精神科」を再誘致すること。そこで、若い世代向けのデイケアをつくること。
18. 20人規模の精神科デイケア施設を作ること。
19. 就労継続支援B型事業所への通所交通費を支給すること。また事業所が送迎できるよう支援すること。
20. 品川区福祉オンブズマン制度は導入検討委員に保健センター職員を加え精神障害も対象とすること。
21. 品川区福祉オンブズマン制度導入検討委員会に身体、知的、精神の三障害の当事者や家族を委員に加えること。
22. しながわシティランの障害者競技の内容について障害者も楽しい競技にしていくために実行委員会に当事者等を加えること。

< 発達障害 >

1. 参政党が「そもそも発達障害など存在しない」「生活習慣や食生活が原因で引き起こされる病態であり、適切な対応で改善できるので障害として存在しない」などと、発達障害の診断や概念を全否定し、デマを振りまいている時だからこそ、正しい知識の普及・啓発を区として行い、誰もが適切な支援に繋がれるよう取り組みを強化すること。
2. 5歳児健診のモデル実施では、実施園での職員研修や保護者への啓発、アフターケアを十分に行うこと、さらに相談体制の充実、健診結果で療育が必要となった子に対する児

児童発達支援や放課後等デイサービスなど必要な支援の受け皿を十分確保すること。本格実施に向けた検証を行うこと。

3. 放課後等デイサービスは、希望する日数が利用できるよう、事業者への区独自の支援を広報し事業所誘致をさらに積極的に進めること。また、支援の質を担保する仕組みを構築すること。
4. 区の委託費を低く抑え赤字経営を放置したために閉鎖せざるを得なくなった「発達障害・思春期サポート事業（ら・るーと）」の委託業者・NP0 法人パルレの質の高い専門性・人材は、不登校の相談や5歳児健診のフォローアップ・相談、区内の障害児者のコンサルなどに活かすこと。
5. 指定障害児相談支援事業所の計画相談作成に対する報酬の引き上げを国に求めるとともに、区として補助の増額を行うこと。また、電気料金などの値上げに加えて昨年10月からの郵便料金の値上げを踏まえた増額とすること。
6. 発達障害を含む障害のある子が放課後安心して過ごせるよう、すまいるスクールの十分な場所を確保すること。
7. 品川区立障害児者総合支援施設ぐるっぽ内に開設当初から2022年まで営業していた「児童精神科」を再誘致し、発達障害児等を診ることができる医療機関を確保すること。そこで、若い世代向けのデイケアをつくること。
8. 通常級に在籍する児童生徒の6.8%を占めると言われる発達障害について、正しい理解と支援がされるよう、幼稚園・保育園、小中学校の教職員に対する十分な研修を行うこと。
9. 区役所の相談窓口の職員に対する発達障害に対する研修を行い、基本的な発達障害の知識を持ち、当事者や保護者に寄り添った対応ができるようにすること。
10. 今年度（2026年度）策定中の品川区障害児・者福祉計画に発達障害児・者支援を拡充させるために、発達障害児・者団体へのヒアリングを行い、意見・要望を聴取し反映させること。

< 聴覚障害 >

1. 手話施策推進法が2025年6月に施行されたことを受け、手話に対する理解の促進及び普及のための施策を行うこと。区民向け手話体験講座や事業者向け体験講座PRを強化し、拡充すること。
2. 手話人口の裾野を広げるため、子どものころから手話に親しめるよう、教育委員会と連携し、区内すべての小学校での手話講習を進めること。その際の聴覚障害者協会に対する謝礼がバラバラになっているため、教育委員会として統一させること。
3. 学校、町会・自治会、区職員、区内事業者への理解促進・手話の普及、手話通訳者等の確保・養成など、区として当事者参加の会議体で計画をたて、条例の具体化を進めること。
4. 障害者福祉課の相談窓口の手話通訳者配置の時間が今年度から月～金に拡大されたが、時間帯を半日から9:00～17:00にすること。

5. 高齢者のろう者の手話を読み取れるよう、ろう者の手話を手話通訳者に通訳する「ろう通訳」を窓口に配置すること。
6. 聴覚障害者のグループホーム及びデイサービスセンターを整備し、コミュニケーションに不安を感じることなく、安心して利用できる施設の体制整備を行うこと。
7. 区内の町会・自治会、病院、警察、消防、介護施設やデイサービスへ障害者理解のための手話啓発講座を実施し充実させること。
8. 聴覚障害者が区役所窓口での相談やコミュニケーションが円滑にできるよう、区役所職員向けの手話通訳講座を継続・強化すること。
9. 障害者相談員が相談を受けるとき、喫茶店などではなくプライバシーを確保できる場所を区として設置すること。
10. 電話ができない聴覚障害者へ、電話の代わりとなるビデオ通話などを使って、手話で直接相談できる仕組みを区の相談窓口に作ること。
11. 荒川区・港区・八王子市などが導入している遠隔手話通訳サービス・プラスボイスにつながる QR コードを各窓口に置き、手話通訳が円滑に行えるようにすること。
12. 日常生活用具の「情報通信支援用具」の対象に、聴覚障害者も対象とすること。その際には、給付条件や手続きについての説明会を開催すること。
13. 全区民を対象とした郵送物は、聴覚障害者も理解できるよう、郵送物についての手話通訳の説明動画など作成し配信すること。QR コードを読み取り、見れるようにすること。
14. 聴覚障害者が生命や財産にかかわる緊急時や夜間に、病院や警察などと意思疎通ができる手話通訳の仕組みを検討すること。
15. 講演会や学習会、各種事業などに、手話通訳や要約筆記者等の派遣にかかる費用の助成を行うこと。区が養成講座を行い手話通訳、要約筆記者等を養成し、大幅増員をすること。要約筆記者派遣の対象者を手帳保持者に限定せず、必要な人に拡大すること。
16. 区のコミュニケーション講座とは別に、中途聴覚障害者、難聴者が手話を習得するため継続した学習の場である手話講座を行うこと。
17. 中途失聴・難聴者対象の手話講習会の拡充へ、開催日数や時間の拡大をすること。受講者数にかかわらず、希望者がいる限り続けること。
18. 区役所窓口や全ての区有施設に磁気ループを常設すること。施設に必要な数の受信機の配備を行うこと。貸し出し用可搬式磁気ループと受信機・専用ピンマイクを配備すること。区民が利用できるよう、磁気ループについて周知すること。
19. 講演会等の要約筆記に必要な機材を貸し出す仕組みを作ること。
20. しながわケーブルテレビ放送における字幕付与を進めること。

< 高次脳機能障害 >

1. 長年の当事者・家族の運動で策定された 2026 年 4 月施行の高次脳機能障害者支援法をもとに、今年度策定の障害児者福祉計画に支援の拡充を位置づけること。専門的な相談や医療、保健、福祉、教育、労働等関係機関が連携し支援する仕組みをつくること。
2. 高次脳機能障害の理解を広げるためのパンフレットを作成し、啓発を行うこと。

3. 高次脳機能障害に特化した就労支援の仕組みをつくること。
4. 高次脳機能障害者を対象とした地域活動支援センターや自立訓練、就労支援B型などの通所施設をつくること。また、高次脳機能障害に対応したグループホームやショートステイをつくること。

※障害者の防災対策は、P.40～41 に記載しています。

（ 生活保護・貧困対策 ）

1. 生活保護基準引き下げ訴訟「いのちのとりで裁判」最高裁判決を踏まえ、厚労省が引き下げ前基準との差額保護費の遡及支給等、本来受けるべき権利を完全に回復させるよう国に求めること。
2. 「生活保護法」は「生活保障法」に改めるよう求めること。憲法 25 条によって保障された制度であることを区民に啓発すること。
3. 生活保護の住宅扶助を引き上げること、2人世帯の住宅扶助の引き下げを元に戻すこと、人数が増えるごとの増額を国に求めること。
4. 老齢加算と母子加算を元に戻すよう国に働きかけること。
5. 生活保護申請書を窓口置き、本人の申し出によりただちに申請を受け付けること。また、昼休み時間にも窓口を開くこと。資産調査のための一括同意書は止め、申請者の人権に十分配慮すること。
6. 扶養照会の慎重な運用を自治体に求めた厚労省「事務連絡」（2021 年 3 月 30 日）の趣旨を徹底し、扶養照会を拒む申請者の意向を尊重した対応をすること。
7. 医療券は医療証に改善すること。
8. 生活保護世帯の入浴券の枚数を増やすこと。法外援護の削減はやめ、元に戻すこと。
9. しおりは生活福祉課の窓口、地域センター、文化センター、保健所など区有施設の窓口置き、区民に制度の理解・周知を図ること。
10. 2018 年 4 月からの新たな助成制度：生活保護を新規で受ける時と生活保護世帯で転居した時のエアコン設置が可能になったことの周知を図ること。
11. 生活保護受給者を措置している介護付き老人住宅の実態把握と適切な対応を行うこと。
12. 住居喪失者の調査は公園だけでなく、駅前やネットカフェ等も含め実態調査を行い、適切な支援をすること。
13. 暮らし・しごと応援センターについて、区のホームページで分かりやすい紹介を行うこと。正規職員の配置と会計年度任用職員の待遇改善を行うこと。
14. フードパントリーは、暮らし・しごと応援センターなど区役所内で常に受け取れるようにすること。
15. 生活保護申請時、アパートが見つかるまで宿泊する場所は、ビジネスホテルなども対象とし、対応すること。
16. 失業や病気などで急に収入減となった生活困窮者に対し、国保や後期高齢者医療保険、

介護保険料、特別区税などは減免制度を運用すること。また、失業手当や傷病手当が出るまでの間、当座の生活をしのげるよう速やかに受けられる貸し付け制度をつくること。

17. 応急小口生活資金の貸付は、社会福祉協議会だけでなく区も実施すること。
18. 各種相談窓口で、生活困窮の実態が把握された場合は、暮らし・しごと応援センターや生活保護制度の周知を徹底すること。
19. 子どもの貧困を自己責任にせず、貧困を断ち切るために子どもの貧困の実態調査を行うこと。生活保護受給者に高校卒業後の進学を認め、保護費で生活を保障するよう国に働きかけること。
20. 子どもだけでなく、若者、ひとり親家庭、高齢者など区民に広がる貧困の実態を把握するため区として調査し、貧困から脱却する対策を検討すること。
21. 生活保護のケースワーカーは、過重負担を軽減し、受給者へのきめ細かな対応ができるよう社会福祉法で定めた基準の担当人員とするための増員を行うこと。
22. 暮らし・しごと応援センターやひとり親相談窓口での相談者のプライバシーが守られ安心して相談できるブースの設置場所・活用の検討をすること。

(熱中症から命を守る対策)

1. 低所得世帯や生活保護世帯のエアコン設置助成は、都の運用基準に沿って複数台ある場合も対象にすること。さらに、今年度実施された電気代補助制度は継続し、増額すること。また、生活保護の夏季加算を国に求めること。制度ができるまで、法外援護として区独自の夏季加算を創設すること。
2. 高齢者や障害者など要配慮者の希望者に「熱中症予防温湿度計」を支給すること。
3. 地域に地域包括支援センターが設置されるまでの間、包括センターとして登録をしている高齢福祉課の保健師を増員し、熱中症予防など、地域住民に対する学習会など啓発活動ができる仕組みをつくること。
4. 避暑シェルターは、長時間快適に滞在できるよう環境を整えること。お茶や水、スポーツドリンクも自由に飲めるよう配備すること。

(新型コロナ)

1. コロナ禍を通して医療の充実が求められている時、それに逆行する、国の地域医療構想による病床削減や、東京都の都立・公社病院の独立行政法人化に対して、元に戻すよう国と東京都に求めること。
2. 医療用抗原検査キットを区有施設等で無料配布する仕組みをつくること。
3. 高齢者のワクチンは無料とするよう国に求めること。また、区独自に自己負担分の 2500 円を助成し無料とすること。
4. 後遺症について区としての調査、相談窓口の設置と後遺症に苦しむ人に対して支援の仕組みをつくること。

（ 区民の健康・衛生、国民健康保険 ）

1. マイナンバーカードと健康保険証を紐づけるマイナ保険証の強制をやめ、これまでの保険証の復活を国に求めること。マイナ保険証登録をしない人には「資格確認書」が送られ、保険証と同様に受診できること、マイナ保険証に登録した人も取り消しの手続きができることなどを区民に周知すること。
2. 国民健康保険は、国庫負担を 1 兆円規模で増額し、協会けんぽ並みに引き下げるよう国に求めること。都からの補助金増額を求めること。区が削減した一般財源からの法定外繰り入れを元に戻し、国保料を引き下げること。
3. 18 歳以下の子どもの国保料無料化を東京都と国に求めること。区独自に 18 歳以下の子どもの均等割の無料化を実施すること。
4. 滞納整理の窓口対応は、相談者の人権を侵害するような強引な取り立ては行わないこと。相談者のプライバシーが守られ安心して相談できるようブースの設置など対策をとり、住民の苦難を解決する生活再建策を示す相談に転換すること。
5. 国保料滞納者に対して、連絡がつかず、滞納者の実態を把握しないまま一方的な差し押さえはしないこと。徴収法で定める「差し押さえ禁止額」以下の預貯金の差し押さえを行わないこと。
6. 2020 年度から新たに徴収している国保料滞納者に対する延滞金の徴収をやめること。また、東京都から新たに徴収するよう求められている後期高齢者医療保険料滞納者への延滞金徴収は今まで通り行わないこと。
7. 国保料の収納率向上に関わる取組成績別交付金制度をやめるよう都に求めること。
8. 国保基本健診は、区の補助金を投入し、保険料算定としないこと。他区との相互乗り入れを実施すること。基本健診は、2025 年度試行実施した骨密度測定を本格実施すること、さらに聴力検査、腹部エコーを追加すること。後期高齢の健診も同様とすること受診率向上のための啓発を強化すること。
9. 眼科健診（視力検査、眼圧、眼底検査等）の対象年齢を現在の 45 歳と 55 歳の 2 回から 40 歳から 5 歳刻みで行えるよう拡大すること。
10. 早期発見のため、前立腺がん検診と喉頭がん検診は事務事業評価での廃止の方針をやめ、継続し無償とすること。
11. 乳がん検診は、希望者が毎年受診できるようにすること。
12. 20 歳からの健康診査の対象を 15 歳以上に拡大すること。健診内容に胸部レントゲンを入れること。
13. 成人歯科健診の対象を 15 歳からとし、年齢制限なく毎年実施とすること。健診内容に歯科レントゲンを入れること。
14. 70 歳以上の高齢者にフレイルや認知機能、感覚機能などの機能低下を早期に捉え対応できるように、身体・精神・口腔のフレイルチェック、耳鼻科検診、眼科検診など組み合わせた「高齢者セット検診」を実施すること。

15. 受動喫煙の被害から区民を守るため、屋内全面禁煙に向けた取り組みへ受動喫煙防止条例を制定すること。喫煙者への禁煙治療の支援制度の周知を行うこと。学校での喫煙防止教育を強化すること。
16. 過度のダイエットから女性の健康を守るための啓発に努めること。
17. こころの健康づくりの各種事業について、必要な人が受けられるよう周知徹底を図ること。
18. 保健・福祉の各種事業を充実させる為、保健師増員計画をつくり大幅増員すること。
19. 東京都に、喘息患者の医療費助成制度を復活し恒久的な制度とするよう求めること。
20. 難病患者の医療費自己負担の値上げを元に戻すよう国に求めること。
21. 子どものインフルエンザの予防接種費用の無償化を国に求めること。国が無償化するまでの間経鼻生ワクチンも含めて区が無償化すること。
22. 就学前の三種混合ワクチンの助成制度をつくること。また、11歳児の定期接種の二種混合において、百日咳を入れた三種混合ワクチンを選択できるよう助成制度をつくること。
23. 病院や診療所、公衆浴場の耐震診断を無料で実施し、耐震改修助成制度、棚やロッカーなどの転倒防止助成制度を創設すること。
24. 病院・診療所・介護施設・障害者施設・医師会館の防災備蓄・装備・備品の補助をすること。
25. 医師会が利用する、地域における在宅療養体制の構築を図るため設けられた東京都の在宅医療推進強化事業補助金は、26年3月で打ち切りとなったため都に復活を求めること。復活されるまで、区から支援すること。
26. 大規模災害発生時、区民が怪我や病気など救急医療が必要となった場合、72時間は指定医療機関、その後は救急医療救護所に行けるよう、指定機関を区民に周知すること。また、発災直後3日間は地域の診療所は閉鎖し、医師は緊急医療救護所で医療救護活動に従事するという体制やその仕組みについて、区民に周知すること。
27. 医療救護所で活動する医師に対して区が統一した医師の装備（従事服など）を必要数支給すること。また、看護師にも看護師用ベストなど同様の装備を準備すること。さらに、救護所で活動する医療スタッフの飲料水や食料、休憩スペースなども確保すること。
28. 災害時の医療行為に対する賠償責任の保障について、保険への加入など医療救護活動に専念するために必要な環境を整えること。
29. 医療機関や保育、教育施設など公共性の高い民間施設に対して、AEDの新規購入と維持管理への助成制度をつくること。
30. 医師会における、がん検診の受診率向上・データ管理の負担軽減につながる設備のデジタル化など設備充実のための助成をすること。
31. 医師会の休日診療継続のため、委託料の増額をすること。委託料は、医師だけでなく看護師や事務員の給与も補償する額とすること。またシルバーウィークもゴールデンウィークと同じ委託料とすること。
32. 老朽化が進んだ品川区医師会休日診療所の改修費用の助成を行うこと。
33. 民泊条例は、①住居専用地域、住居地域、準工業地域、工業地域、学校・児童福祉施設

の近隣には新規建設は認めない。②家主または管理業者を常駐させる。③近隣住民への説明会、協定書の締結を義務付ける。④集合住宅規制として、届け出時に営業を認めるマンション規約や決議文等の提出を義務付ける。⑤区の検査、調査を強化する。以上5点を盛り込み改正すること。

34. 旅館業条例は、宿泊者や近隣住民の安全・安心を守るため、常駐者を義務付けた条例に改正すること。また、施設の開業にあたり近隣住民への説明会の実施と宿泊施設とわかる表示と緊急時の問い合わせ先の表示を義務付けること。
35. 南品川、東大井地域など公衆浴場がない地域に対して、区立公衆浴場の設置をすること。また、関ヶ原シルバーセンターの浴室設置や、現存する公衆浴場まで、コミュニティバスなどの移動支援を行うこと。
36. 公衆浴場の建物・経営実態調査を行い、営業継続への支援を強化すること。建て替えや改修費用、公衆浴場商業協同組合が行う「スタンプラリー事業」への助成を増額すること。
37. 健康増進や公衆浴場支援として希望する高齢者に入浴券を配布すること。
38. 健康センターのトレーニングジムの高齢者や障害者の利用料の減免制度を作ること。
39. 犬・猫のペット殺処分ゼロへ、ペットショップやブリーダーから購入する以外に、動物愛護相談センターやボランティア団体などが保護している動物を譲渡するという選択肢があることの周知・啓発を行うこと。区内で保護や譲渡の活動をしている団体や NPO などの状況を把握・連携し、支援すること。
40. 地域猫活動の自費負担軽減のため、避妊・去勢手術助成のさらなる増額など支援すること。

東京一極集中の再開発や道路、羽田新ルートではなく

防災・環境を大事にした住民主体のまちづくりを

(公有地活用)

1. 現庁舎跡地に障害児者総合支援施設、特養ホーム、区営住宅を整備すること。
2. 旧第一日野小学校跡地は住民要望をふまえ、特養ホームや公園・緑地等を整備すること。
3. 旧東品川清掃作業所や平塚二丁目寄附物件の本格活用に向けては、周辺地域住民への意見聴取や区民意向調査を行い、住民のために活用すること。
4. 目黒駅前地区再開発内の都保有の約 1 万 7500 m²の権利床は、企業へのテナント貸しではなく、若者・子育て支援、高齢者・障害者の施設や集会室など、公共目的・住民のために活用できるよう都に働きかけること。

(羽田空港新飛行ルート)

1. 騒音・落下物・大気汚染・資産価値の下落など被害を与え、墜落事故の際は甚大な被害を発生させる羽田新ルートに反対を表明し、国に元の海上ルートへ戻すよう求めること。港区など近隣区と連携し、国に中止をはたらきかけること。
2. 羽田新ルートについて、着陸高度図を作成し、飛行経路直下の住宅戸数や、学校や子どもの施設、介護・医療・障害者等の施設、主要駅の数と名称、それぞれの騒音値を明らかにすること。また固定化回避検討会で検討しているルートを地図に落とし公表するよう国に求めること。
3. 区民アンケートで明らかになった羽田新ルートによる騒音や落下物、墜落事故への恐怖、大気汚染、電波障害、資産価値の下落など、区民生活への影響を実態調査すること。また研究機関に依頼するなど調査を実施すること。PM2.5 はモニタリング・常時測定調査を行い結果を公表すること。
4. 羽田空港の部品欠落数は毎年公表するよう国に求めること。
5. 羽田空港における軍用機（自衛隊機・米軍機）の利用状況を公表するよう国に求めること。
6. 品川区と国交省など、自治体が国などへの要請や交渉を行う際には、要請内容や議事録など内容がわかるものを公文書として作成し、保存、公開とすること。
7. 品川区の世論調査の項目に、羽田新飛行ルートについてどのような被害があるか尋ねる項目と、羽田新飛行ルートを継続すべきか否かを尋ねる項目を追加すること。

(超高層再開発・道路・まちづくり・リニア新幹線)

1. 品川区まちづくりマスタープランと長期基本計画による超高層再開発および特定整備路線など巨大大路の推進は止めること。
2. **超高層再開発と道路を推進する品川区まちづくりマスタープランは白紙に戻し、住民参加を位置づけ作り直すこと。**
3. 住民を追い出し、まちと環境を壊す上、防災上や将来の建替えにも重大な課題がある超高層再開発は見直し、巨額な税金投入はやめること。補助金や公共施設管理者負担金を投入した再開発事業でもたらされた参加組合員の利益額や保留床売却価格、店舗を含む関係権利者の戻ってきた数と割合は、公開すること。
4. これ以上の高層化にストップをかけるため、住民合意のもと絶対高さ制限を導入すること。
5. 人口が急激に増える超高層再開発による保育園、学校、公共交通機関への影響を事前に把握し、再開発の中止を含め計画を見直すこと。
6. 品川駅南地域、戸越公園駅・大井町駅・武蔵小山駅・大崎駅・五反田駅周辺など、市街地再開発にあたっては、地権者・事業者だけでなく計画立案段階から居住者や店舗および近隣住民に資金計画含む事業推進計画を公開し、十分な説明と合意を前提とすること。行政が都市計画決定手続きに入る際には、地権者同意率の高い基準を区独自に設けること。計画案作成段階で住民意見を反映させるため、都市計画法 16 条 1 項で定められている公聴会を必ず開催すること。
7. 再開発ビルおよび超高層ビルには風速計の設置とデータの住民への公表を義務付けること。シミュレーションと住民の実感との齟齬が大きい、現行の風環境の評価方法は見直すこと。区が風害の研究を行い、風害対策を実施すること。
8. 超高層ビルの日影の影響については、現状の単独日影だけでなく、既存の周辺建物の影響も加味した「複合日影」についても住民に説明するよう事業者に指導すること。
9. 千代田区が行った区内の投機目的でのマンション取引等に関する要請（5 年間転売禁止、同一名義人による複数物件購入禁止）について、品川区としても研究し、投機目当てのマンション開発の規制を強化すること。
10. 再開発本組合の認可申請手続きにあたって区は、都市再開発法案に対する衆院国会決議（市街地再開発組合の設立にあたっては、事業内容を周知徹底し、同意を得られない者の立場を十分に考慮して、極力円満に設立手続きを進めるよう指導する）をふまえ、事業者を強く指導し、権利者の 100% 同意をめざすこと。安易に認可申請を受理しないこと。
11. 認可された再開発に関しては、都市計画決定権者としての責任に基づき、区分所有者や高齢者世帯、借家人など、弱小権利者の権利擁護・生活再建へ、従前居住者住宅の整備・公営住宅のあつ旋・事業者への指導や仲介など、行政としての責任を果たすこと。
12. 「武蔵小山駅周辺地域まちづくりビジョン」「同街並み誘導指針」「景観計画における重点地区指定」は住民参加で見直すこと。小山三丁目地区再開発の都市計画決定を取り消

し、武蔵小山駅周辺開発計画は白紙撤回し、住民合意のまちづくりに転換すること。

13. 大崎西口駅前地区再開発は、東京都の「再開発等促進区を定める地区計画運用基準」に則り、関係地権者等の合意形成がないまま都市計画手続きを進めたり、都市計画決定を行わないこと。
14. 大井町C地区の再開発は中止すること。
15. 戸越公園駅北地区の超高層再開発は中止すること。
16. 品川浦周辺地区開発について、超高層再開発を誘導する現行ビジョンは白紙にし、計画は中止すること。国の補助金対象地域から外れた措置を受け、引き続き新たな地区指定も区独自の補助金投入も行わない方針を堅持すること。開発区域内にある北品川・東品川都営住宅を開発種地に充てる検討は止め、存続させること。
17. 再開発準備組合に対して、加入していない関係権利者にも情報を出すよう行政として準備組合に指導・助言を行うこと。
18. 2025 年4月からの国の市街地再開発事業等への交付対象事業を絞り込みを受け、再び国庫補助金を受けられるようするための防災再開発促進地区などの新たな地区指定をおこなわないこと。また、都や国に指定を求めないこと。
19. 新庁舎を含む検討報告書は 99%黒塗り・非公開はやめ、全て公開すること。
20. 新庁舎建設は省エネ・再エネの徹底で、少なくともニアリーゼブ認証取得できるものとする。
21. 中高層建築物の建設にあたっては、個人住宅を除き、「予防と調整に関する条例」第5条に基づく「周辺の生活環境に及ぼす影響」（世帯数、人口、年齢層、家屋の種類などを基にした具体的対策や風環境影響調査）を区と近隣住民に調査書として提出するよう義務付けること。また、建築物解体工事は現行の対象が狭すぎる住民説明基準（説明範囲が1hまたは10 ㍓の広い方、対象建物が三階以上または延床 500 ㎡以上）を見直し、説明範囲と対象建築物等を広げること。
22. 3000 平米以上の大規模土地取引の際には建築構想段階から区への届け出と住民への説明会を義務付けること。
23. ワンルームマンションへ義務付けているファミリータイプの併設は戸数や広さを拡大すること。駐輪場の付置義務台数を増やすこと。投資型ワンルームは規制をすること。
24. 移動の権利を保障する立場に立ち、公共交通を福祉施策として位置付けること。交通空白地域の考え方を見直し、高齢者をはじめ区民の生活実態を踏まえた要件に改めること。
25. 試行運行中のコミュニティバスは、高齢者などの移動支援、買い物支援、外出支援など区民の移動の権利の保障を目的にすること。区民ニーズの把握は引き続きアンケート等で幅広く調査をした上、区民から寄せられている、①「中原街道を通るルート」、②「区役所」「NTT 東日本関東病院」「さくら会や各特養ホーム」「臨海斎場、桐ヶ谷斎場」「荏原・五反田など各文化センター」に行けるルート、③「近隣商店街に行けるルート」、④「交通空白地域である上大崎・南大井地域等を通り各区内施設につながるルート」などを検討すること。料金は、障害者、18 歳未満は無料とし、それ以外は 100 円程度の低廉なものにすること。

26. コミュニティバスの試行ルート候補である大崎ルートについて速やかに運行を行うこと。
27. 試行運行や実証実験をふまえ、コミュニティバスや AI オンデマンド交通を区内全域で実施する検討を行うこと。
28. 都営バスはじめ区内のバス路線の大幅な減便状況を調査・把握し、住民の要望に沿った増便を事業者を引き続き強く求めること。
29. 実施している葛飾区も参考に、バス事業者への運転手確保・定着に向けた支援を行うこと。
30. シルバーパスへの補助を区独自に行い、一律 1000 円にすること。
31. 自転車およびバイク駐車場の増設は、住民への事前説明と合意に基づき進め、鉄道事業者が財政負担を求めること。鉄道事業者が駐輪場を設置する場合は利用料金等、運営にかかわる協定を結ぶこと。
32. 大型店、スーパーなどに、自転車およびバイク駐車場の大幅増設を求めること。
33. 区民集会所など公共施設に、自転車およびバイク駐車場の設置・増設を行うこと。
34. 住民が納得していない大森駅前住宅前の歩道上の駐輪場は残りの箇所も全て撤去すること。大森駅地下駐輪場は当日利用も可能とすること。
35. 区立自転車駐車場の利用料について、定期利用は学割制度を設けるなど負担軽減策を図ること。
36. 五反田駅周辺の自転車・バイク駐車場を増設すること。
37. J R 大崎短絡線計画は、関係機関に白紙撤回するよう働きかけること。
38. 首都高速中央環状品川線は、PM2.5 などの微小粒子状物質の測定・検証と津波・高潮対策を都にはたらきかけること。
39. 防災の役に立たず、住民を追い出し、まちや商店街を壊す補助 29 号線、放射 2 号線道路は即中止し、事業廃止を都にはたらきかけること。廃止後に空いた道路用地に公園や区民菜園、保育園の園庭、障害者・高齢者施設、区営住宅や区民集会所等をつくる緑と福祉のまちづくりに転換すること。廃止までの間、道路用地のため取得した事業用地は、住民要望を踏まえ柔軟に活用すること。
40. 解体した大崎図書館跡地は補助 29 号線道路の代替地ではなく、住民の意見を聴き活用方法を検討すること。
41. 延焼遮断帯形成が建設の口実とされた特定整備路線について、路線が通る丁目の不燃化率を調査し公表すること
42. 2024 年 4 月からの東京都の強制収用法の運用基準変更によって用地の強制収用を強行しないよう都に求めること。
43. 西品川二・三丁目地区整備計画内の幅員 6 メートルの防災生活道路の整備にあたっては、地権者の声を十分に聞き、理解を得て進めることとし、必要な生活再建策を講じること。
44. 景観行政団体として区内の歴史や文化を伝える町並みを守る努力を行い、旧東海道の道幅や横丁を残すこと。住民参加で旧東海道・品川宿地区の高層建築物の規制を検討すること。
45. 池田山など第一種低層住宅専用地域に指定されている閑静な住宅地の環境と景観を守

るため、幹線道路沿道の建物の高さを制限するなど、住民合意でまちづくりのルールを定めること。

46. 大崎四丁目・西五反田八丁目方面からＴＯＣに渡る２つの歩道橋のバリアフリーについて高齢者やベビーカーが円滑に渡れるようエレベーターを設置すること。
47. 区内の歴史的・文化的に価値のある魅力的な建築物の保存へ、耐震化や維持・補修などにかかる経費の補助制度を創設すること。
48. 私道整備事業は道路幅員の制限を無くし、住民負担を無料とすること。予算を増額し、申請後、速やかに工事が実施できるようにすること。
49. 区内の高速道路や地下鉄、沈埋トンネル、隧道など崩落等の事故が起きないように関係各所と連携し、定期点検、補修の体制を強化すること。
50. **環境破壊、新幹線の４倍の電力消費、地震対策がない、残土処理の盛り土の危険、そもそも必要性がなく、東京外環道の陥没事故等や西品川の区道隆起事故等により地上への影響が明らかになったリニア新幹線は、工事の中止をＪＲ東海と国に求めること。**
51. **7月29日のシールドマシンからの異音発生による工事停止について、第二京浜以西の地域住民も含めた教室型住民説明会を開き、原因と対策を明らかにすること。**
52. リニア工事のシールドマシンが地中のどこまで掘り進んでいるかを、ホームページだけでなく区のふれあい掲示板に掲示し、住民に頻回に知らせること。

（ リサイクル・地球温暖化対策・環境 ）

1. 気候危機の打開へ、石炭火力と原発は廃止し、省エネと再生可能エネルギーの強化により2035年度までにCO2排出量を75%から最大80%削減、2050年度カーボンゼロを実現するための取り組みを国に求めること。区としても気候危機打開に見合う削減目標に引き上げ、具体的な削減計画（ロードマップ）を策定し、年度ごとの達成状況を公表・検証して達成すること。
2. それぞれの再開発ビルによるCO2排出量を算出し、公表すること。CO2排出を増やす超高層再開発の推進は見直すこと。
3. 太陽光発電システム等設置助成制度は、事業を開始した2011年（平成23年）度の助成額に戻し、国に元に戻すよう働きかけること。蓄電池や家庭用燃料電池（エネファーム）等の設備への助成も強化すること。マンションは規模に合わせて増額し、申請受付は通年とすること。また、設置に必要な建物補強工事の助成をつくること。助成制度の活用推進へ適切な情報提供を行い利用を促すこと。
4. 東京都の初期費用ゼロで太陽光発電を設置する事業への助成制度の区民への周知を強め、太陽光発電設置を大幅に拡大すること。
5. **区民が再エネ電力を選ぶよう世田谷区などを参考に支援と啓発を行うこと。**
6. 一定規模のビル建設に対し、植樹や壁面緑化、屋上・駐車場緑化など緑化への指導強化、太陽光パネル設置・風力・小規模水力発電設備など自然エネルギー導入を義務づけること。

7. 公共施設において、壁面や屋上緑化、照明の LED 化を積極的に進めること。
8. 公共施設において、太陽光パネル・風力・小規模水力発電設備など自然エネルギーの導入を推進し、全ての区有施設で省エネとあわせて使用電力をまかなえる発電量を目標に設置を最大限進めること（ZEB 化）。ペロブスカイト太陽電池や発電するガラス、羽無し風力タービンなど最新技術の導入を廃棄時の課題も含め検討すること。
9. 小水力、バイオマス燃料など、都会に適した自然エネルギー開発の研究を進めること。
10. 戸建て住宅の高断熱化をより促進するために区として助成制度を抜本的に拡充すること。
11. 「省エネルギー対策・業務改善設備更新助成」は、省エネ推進の観点からも、恒常的な制度にすること。
12. 脱炭素社会を進めるため、区民・事業者へ ZEB・ZEH など省エネや再エネの情報を積極的に提供し、啓発すること。
13. 区が発注する公共施設の工事は CO2 排出量を抑えた建設重機・燃料の積極的な利用を推奨すること。
14. 公用車の低公害車（電気自動車、燃料電池車等）への切り替えをさらに進めること。
15. コミュニティバス路線を増やし EV 化するとともに、カーシェアリングを促進し、CO₂削減を推進すること。
16. 道路の遮熱性舗装・保水性舗装を推進すること。
17. NOx・PM 法による首都圏の指定解除を行わないよう国に求めること。
18. 都の自転車推奨ルート整備計画にある、区内の路線については、車道への自転車レーン（ブルーレーン）等を整備すること。駅周辺の道路についてはナビマークでなくブルーレーンの整備につとめること。
19. 自転車用ヘルメット購入助成事業を復活させるとともに、購入時に差し引かれるなど使いやすい制度に改善すること。
20. シェアサイクル・サイクルポートを拡充すること。
21. 自転車安全利用指導員の配置を拡充し、子どもから高齢者までの自転車・電動キックボード等の交通安全教育・指導を促進すること。
22. **大気汚染及び地球温暖化対策として、環境基本計画に樹木を大幅に増やす計画を入れること。樹幹被覆率の調査を行い、樹木の保全・拡充に努め、被覆率を高めること。**
23. 公共施設や区道への植樹・植栽を強めること。温暖化や点検・管理不足により発生している区道の街路樹（低木）の枯損化対策を行うこと。落葉樹が主体の既設道路は大気浄化のため常緑樹へ転換し、また、新たな沿道植栽を行う場合は、原則常緑広葉樹で行うこと。国道・都道の街路樹についても同様に国・都に要請すること。
24. 公園・緑地などのみどりの拠点をさらに増やすこと。
25. 緑化推進のため、街なみ緑化助成事業（生垣助成、防災緑化助成、屋上緑化助成）を拡充し周知を強めること。屋上緑化については、導入時だけでなくその後の土の入れ換え等メンテナンスへの支援も検討すること。
26. 公園や街路樹などの樹木の保全と拡充をはかること。やむをえず伐採せざるをえない場

合は、住民への丁寧な説明を行うこと。国や東京都にも同様の対応をはたらきかけること。

27. マイガーデン（区民農園）の拡充をはかること。
28. 微粒子状物質（PM_{2.5}）の環境基準を早急に東京都と同様の 1 m³あたり年間平均 15μg 以下に改定するよう、国にはたらきかけること。
29. 自動車 NO_x・PM法による首都圏の指定解除を行わないように国に要請すること。
30. 幹線道路からの自動車排ガス、品川・大井ふ頭の船舶やトラックからのディーゼル排出ガス、および羽田空港の航空機からの排出ガスから発生する PM_{2.5} やナノ粒子対策として、国・都・企業と協力し、交通量規制、発生源規制、緑化推進など対策を実施すること。北品川交差点など全ての東京都大気常時測定局が都基準値をクリアするように対策を強めること。
31. 区設置の平塚橋交差点測定局と大井中央陸橋下交差点測定局においても、PM_{2.5} を常時測定しリアルタイムで公表すること。
32. 八潮測定局のNO₂等の測定値は、東京都の大気環境測定結果ページでも同時に見られるようにすること。
33. ダイオキシンの測定局を八潮地域に設置するよう都に働きかけること。
34. ヒアリ等のモニタリング調査を八潮団地等民有地も含め随時行い、結果を広報すること。
35. 戸建て住宅、マンション、会社、学校など公共施設で、ゴーヤやアサガオなどみどりのカーテンづくりの普及を強めること。
36. 雨水利用タンクの設置助成制度の周知の強化、助成額を増額し普及を強めること。マンションや商店街は助成額を上乗せすること。公共施設への設置をさらに進めること。
37. ごみの発生抑制、再使用、再資源化を進めるため、拡大生産者責任を明確にした法整備をするよう国に働きかけること。
38. ごみゼロ宣言を行い、ごみの減量の取り組みを強化すること。
39. 一般家庭の生ごみリサイクルを区として実施すること。食用廃油リサイクルを区民参加で拡充・強化すること。
40. 区民負担を増やし中長期的にごみ減量にもつながらないごみの有料化はしないこと。
41. 工場や大型店舗、再開発ビルなどからの低周波被害について実態調査と対策を該当施設に求めること。
42. アスベスト対策助成事業予算を拡充し、分析調査助成費用の引き上げ、除去工事助成の成形版などレベル3建材への対象拡大を行うこと。
43. 区として、区民に対してアスベストの事前調査、除去、廃棄に高額なコストがかかることや処理の必要性を広報すること（区報での掲載や周知用のチラシ配布、ホームページの記述の改善など）。
44. アスベストが適切に処理されるよう廃棄処理費用の助成制度を創設すること。また、東京都または近県に熔融施設の建設も含め、処分場が設置されるよう、都と国に要望すること。
45. 解体・改修工事で建設作業従事者がアスベストに曝露しないよう、現場パトロールの実

施や指導強化、改善措置の確認などの対策を徹底すること。

46. 石綿給付金法について同じ仕事をしていながら除外された屋外工を対象とすることと、石綿製造企業が補償責任を取るよう国に法律改正を求めること。

(住宅)

1. 区営住宅や高齢者住宅(シルバーピア方式)、障害者住宅など公営住宅を増設すること。建替え時には可能な限り戸数を増やすこと。都および国に対して、用地取得に対する財政援助を求めること。既存の公営住宅にエレベーターを設置すること。
2. エアコンと網戸の設置を区営住宅の基本仕様にする。エアコンと網戸のない既存の区営住宅にはただちに設置すること。
3. 都営住宅条例が改正されたことに合わせ、区営住宅の入居の際の連帯保証人も不要にすること。
4. 障害者が区営住宅等に優先的に入居できるようにすること。
5. 都営住宅の増設を都に働きかけること。品川浦周辺地区開発地域の北品川・東品川都営住宅を開発種地に充てる検討は止め、存続させること。小規模で移管対象になる都営住宅の移管を積極的に進めること。
6. 都営住宅の三親等承継、単身者の 50 歳入居制度の復活、引き下げられた入居所得要件を元に戻すよう都に求めること。また、区営住宅でも同様の制度に切り替えること。
7. 60 歳未満の単身者に就労準備・家計改善等の支援と併せた都営住宅の提供を期限付きで行う若年・中年単身者の就労自立モデル構築事業について、東京都と協定を締結し、区内都営住宅でも実施すること
8. 区営住宅に落選した方への家賃補助を行うこと。
9. **若者単身者や子育て世帯、低所得高齢者など住宅困窮者への家賃助成を実施すること。セーフティネット住宅の家賃助成は専用住宅だけでなく登録住宅も対象とすること。**
10. 低家賃で住めるセーフティネット専用住宅を品川区で増やすこと。
11. 民間住宅の戸室内で発生した死亡事故による家主の損害を補償する「家主あんしん保険」は現在セーフティネット住宅・居住サポート住宅の家主向けのみに限定されているが、単身高齢者や高齢者のみの世帯が入居する住宅へ対象を広げること。
12. 過度な住宅価格の高騰や賃貸住宅の賃料高騰などに影響する区内タワーマンション等の投機目的での購入の実態について実態調査を行うこと。調査に基づき区として、一定期間の転売禁止や同一建物での同一名義の複数物件購入の禁止等の販売業者への要請すること。
13. 八潮団地の再生に向け、UR 住宅や住宅供給公社などの空き室の借り上げ提供、子育て世帯への家賃補助の実施、冒険広場やスケボー場など子ども視点の公園整備、高齢者への買い物送迎支援、エレベーター設置促進など進めること。
14. 熱供給システムの値上げの通達を受け、料金算定根拠の情報提供や短期・長期の解決策などを協議する品川区・事業者・住民を交えた対話の場を設けること。東京熱供給株式

会社に料金値上げの凍結を求めること。

15. 八潮にある 350 戸の旧雇用促進住宅は住民の住まいを守るため、①既存の居住者について 10 年の期限をつけずに今までの家賃額を継続すること、②既存居住者が住み続けられるよう連帯保証人の条件緩和や廃止などを行うこと、③エレベーター、外壁塗装、適切な場所への粗大ごみ置き場の設置など建物管理をしっかりと行うこと、④新規入居者の家賃はセーフティネット住宅としてふさわしい額に引き下げること、を所有者の東日本民間賃貸サービス合同会社と管理者のビレッジハウス・マネジメント（株）に求めること。

（ 防災対策 ）

1. 品川区地域防災計画は、災害対策基本法に定められている自治体の責務（区民の生命、身体および財産を守る）を位置づけ、震災を未然に防ぐための予防対策を第一とした計画へ見直すこと。
2. 地域防災計画の被害想定は、車両・マンション・雑居ビル・コンビナートなどの火災、鉄道車両の転倒など、大震災で実際に起こりうる被害を想定すること。
3. 震災に強いまちづくりは、戸越 1・2 丁目地区のような町並みを生かした「まちづくり誘導手法」による木造密集地域の改善を、住民参加と合意を元に、区が責任を持って進めること。
4. ブロック塀撤去の助成制度の周知・普及へ、スクールゾーン、通学路沿線の全戸訪問を実施し進めること。また、対象は道路沿いに限らず敷地境界の塀も対象に加えること。
5. 品川区の住宅耐震化 95%目標実現に必要な住宅耐震の診断・補強工事について、事業の年次計画を策定し、年度毎の達成状況を公表し、推進すること。防災訓練や講演会、個別訪問による直接的な情報提供や働きかけなど、あらゆる機会を通して、制度の周知を徹底すること。特に新耐震基準にまで耐震診断が無料化したことや、令和 9（2027）年度まで行われる木造住宅耐震化加速化パッケージ制度の周知を強化すること。耐震化促進協議会は町会・建設関連団体と行政が一体となった体制とし、区の責任で耐震化の推進を強化すること。
6. 木造住宅の一般耐震診断は通年申請を受け付けること。
7. 期限付きで 300 万円まで引き上げた木造住宅耐震改修助成は恒久的な制度とし、同時に行う工事も補助対象とすること。多くの区内中小企業に仕事が回るように、助成額の割増など誘導策を実施すること。
8. 木造住宅簡易補強工事は、品川シェルターの普及に向け、区民への周知と工夫を強化すること。品川シェルター以外の工法も開発するなど、同程度の簡易な補強工事も助成対象とすること。
9. 住宅建替え・不燃化支援事業は区内全域で実施すること。
10. マンションの耐震補強支援を強化すること。
11. 密集住宅市街地整備促進事業地区、防災生活圈促進事業地区以外でも公園・公開空地を

積極的に確保すること。一町会に一ヶ所の公園（防災活動広場など）がない町会は優先して確保すること。密集住宅市街地整備促進事業地区の拡大を図ること。

12. 公園トイレや公衆トイレについて、洋式化とセクシャルマイノリティへの配慮、ベビースीト・チェアやユニバーサルシートの設置など多目的化を進めること。
13. 住宅用火災警報器設置助成制度を復活させ、全世帯設置を徹底すること。
14. 家具転倒防止器具の設置普及へ、希望する家庭には器具の配布と設置は無料でおこなうこと。設置工事については、区内建設業者の仕事確保支援策を位置づけること。
15. オフィスビルについて、帰宅困難者用の備蓄・コピー機固定やロッカー転倒防止など必要な対策の推進を図るため、策定された事業者向け防災ハンドブックの充実と普及につとめること。
16. 中高層マンションでの震災対策について、ライフライン復旧までの対策やエレベーター閉じ込め防止対策、防災倉庫、防災住民組織、防災訓練の実施など実態調査を定期的実施すること。策定されたマニュアルやハンドブックは、地域防災訓練やマンション管理組合の総会時などでの配布や全戸配布を実施するなど周知を徹底すること。
17. 長時間地震動、長周期地震動の被害が指摘されている中、これ以上の超高層ビル再開発事業は中止すること。
18. エレベーター内備蓄ボックスは全区有施設のエレベーターに設置すること。
19. 震災時の通話の確保へ、地域センター等公共施設に公衆電話を設置すること。
20. 家庭での備蓄食料や懐中電灯・ラジオなど防災用品のあっせん事業と備えの重要性の周知啓発を徹底すること。
21. 地震や台風発生時の災害情報の伝達手段については、防災無線の改善以外にも、防災ラジオ、FMしながわ、SNS・メールやホームページ、CATV、電話などの手段を使い、必要な情報が着実に区民に届くように万全の体制を取ること。ホームページがつかないことがないように通信容量を拡大すること。
22. 震災関連死を防ぎ、人権が保障される避難所環境の確保へ、国際基準・スフィア基準や避難所・避難生活学会が提唱しているトイレ・キッチン・ベッド・バスを 48 時間以内に避難所に届ける TKB48 を参考に、あたたかい食事の提供、プライバシーを保つ間仕切りやテント、エコノミークラス症候群予防にもなる簡易ベッド・ダンボールベッドの活用、冷暖房、入浴設備、寝食分離できる食事スペース、女性トイレの数を男性の 3 倍にする等、避難所の改善を、障害者や高齢者などの参加を位置づけて進めること。全ての避難所に太陽光発電と蓄電池設備を設置すること。ペットの同伴避難ができる避難所を増やすこと。台風・豪雨・高潮に伴う避難所の開設にあたっても同様の対応をとること。
23. イタリアのように訓練されたボランティアが派遣され、48 時間以内に避難所で TKBB が整備できる仕組みと被災した職員が災害対応しなくてよい体制を作るよう国に要請すること。
24. 全ての避難所について、住民参加を位置づけて避難所ごとの避難所運営マニュアルを作成し、地域住民への配布や区ホームページに公開するなど区民への事前周知と避難所運営訓練の実施、改善点のマニュアルへの反映を徹底すること。その際、避難所の中に福

社避難室の設置や必要品の備蓄、支援体制を強め、高齢者や障害者、妊婦や乳幼児の人権と生命が守れる計画の策定を徹底すること。

25. 各避難所の感染症対策として、ゾーニング分けとともに、テントや間仕切り、ダンボールベッド・簡易ベッドを必要量備蓄すること。マスクや消毒液なども十分備蓄すること。

26. 昨年 9 月 11 日の水害をふまえ改定したハザードマップを全戸配布すること。

27. 百反隧道等アンダーパスの冠水被害の解消へ、現場調査を実施し、冠水時の排水設備や警報装置、非常用電源など安全対策を強化すること。

28. 浸透型トレンチ管、雨水浸透型舗装などの整備、雨水ますのグレーチング蓋の設置を促進すること。

29. 止水板の補助上乗せは恒久的な制度とすること。

30. 障害者や寝たきりの高齢者がいるために避難所に行けない在宅避難者への支援と情報が行き届くようにすること。そのために在宅避難している事を届け出ることによって在宅避難者も物資など支援を受けられることを平素から周知しておくこと。

31. 罹災証明書は、速やかな発行と実態に即した判定になるよう、また、被災者の求めがあった時には住家被害認定調査票の写しを速やかに交付できるよう、十分な体制を整えること。

32. 津波・高潮対策について、区の責任で、住民参加を位置づけた住民避難計画作成と訓練を実施すること。津波・高潮避難ビルの指定を更に進めること。

33. 都の液状化ハザードマップを活用し、被害状況や海拔・地盤情報などの、区民へのわかりやすい情報提供に努めること。地盤の診断や改良工事などの技術的・経済的支援を実施すること。

34. 各町会に配備されたスタンドパイプが震災時に使用できるよう、都に対して上下水道継ぎ手耐震化目標を 100%に引き上げ、緊急に進めるよう求めること。火災危険度の高い地域については優先すること。

35. スタンドパイプは各町会配備のみでなく地域の声をよく聞き、地域の危険度に合わせたきめ細かな配備や、ホースの支給、収納ケース設置支援を実施すること。また、全ての町会でスタンドパイプの訓練が実施できるように、消防署と連携した支援を強めること。

36. 防災資器材整備助成制度の対象に、区と災害時協力協定を締結する地域防災組織も加えること。

37. D 級ポンプ、C 級ポンプを各町会に必要数配備し、多くの区民が使えるような訓練と体制整備を行うこと。

38. 感震ブレーカー設置助成制度は周知を徹底し、設置工事委託先に品川区住宅センター協議会も加えること。

39. 初期消火対策として、街頭消火器などの増配備を町会と連携して推進すること。また、公共施設など配備可能な施設にまとめて配備するなど抜本的に強化すること。

40. 防火貯水槽、防災井戸の増設など消防水利を抜本的に増やすこと。火災危険度の高い地域への設置は直ちに行うこと。

41. 街頭消火器マップとともに防火貯水槽、消火栓の場所など防災情報がわかるマップを町

会ごとに作成し、住民に配布するなど、周知を徹底すること。

42. 消防隊員の処遇改善とあわせ、消防署の職員体制、消防車の増配置など消防力強化を東京都に求めること。
43. 全ての消防団分団施設の整備へ土地を確保し、会議・休憩室、トイレなど完備するよう都に働きかけること。
44. 建設従事者で組織する建設救助隊「マチケン」の周知と支援を行うこと。
45. 各避難所・駅ごとに避難者や帰宅困難者の想定を行い、避難所や帰宅困難者一時滞在所の確保に向け、民間施設にも働きかけて、必要な防災計画を策定すること。
46. 各避難所の備蓄物資と食糧は必要数を想定し、1～2日分にとどまらず備蓄を強化すること。まずは、最低1週間以上の飲料水、食糧、トイレ、毛布など防寒具の確保を区が責任をもって進めること。
47. 防災トイレは、必要数を想定し、確保に努めること。学校避難所の上下水道の耐震化を行い、すべてのトイレが使用可能になることを目指すこと。広域避難場所にマンホールトイレや、防災井戸や雨水利用タンク（管理棟や公衆トイレなどの屋根を利用）の設置を急いで進めること。災害時に利用可能なトイレ設置は新設の公園だけでなく、既存の公園や福祉施設にも設置を進めること。
48. **上下水道の改修・耐震化は、料金収入だけでなく公費を投入して耐震化 100%の計画を立て、早期に実現するよう、東京都に求めること。**
49. 仮設住宅の設置について、まずは引き続き自宅での生活を可能とするための耐震化支援を徹底すると共に、必要な仮設住宅の建設予定戸数や民間敷地での建設など、必要な計画を作ること。また、過去の震災に学び、仮設住宅の建設にあたってはプレハブ業者への一括発注ではなく、人権が保障され生活環境が整う仮設住宅にすること。
50. 災害発生後、自宅を失い避難を余儀なくされた方について、ホテルや賃貸住宅など、借り上げ型仮設住宅について、必要数を確保すること。
51. 災害復旧特別会計に、長期的な復興計画を盛り込む事はやめること。

< 高齢者・障害者 >

1. 知的・精神・視覚・聴覚障害者など、情報を受信することが困難な方への支援策を区の責任で構築すること。
2. 豪雨災害及び首都直下型大震災について、介護が必要な高齢者や障害者の避難や避難生活（在宅及び避難先）を支援するための個別計画の作成をさらに進め、介護事業所や地域住民などの協力を得ながら、本人や家族の同意を丁寧に確認し、さらに具体化を進めること。
3. **個別避難計画を実行性あるものにするため、障害種別ごとに当事者参加で防災訓練を行い、課題を明らかにして対策につなげること。**
4. 災害時要支援者の個別避難計画は自宅避難ありきで進めるのではなく、大規模火災や水害など避難せざるを得ない事態を想定し、受け入れ態勢も含め支援体制を検討すること。
5. 浸水ハザードマップの浸水区域内にある高齢者・障害者施設等は災害時タイムラインを

作成し早めに避難できるように計画を立てること。

6. 障害者や高齢者など要配慮者の震災時の生活や支援策について、現状の防災計画への理解を深めるため、当事者及び家族に対し、説明会を実施すること。寄せられた意見や不安については、防災計画に丁寧に反映させること。
7. 福祉避難所・二次避難所について、必要な受入数を想定し、施設確保を民間施設と協力し進めること。必要な支援体制と備蓄などの確立に向け、障害者やその家族の参加を位置づけた、要配慮者支援マニュアルと同避難所運営マニュアルの策定を直ちに進め、区ホームページに公開すること。計画策定後は実効性を高め、必要な改善に繋げるために障害者が参加し避難所運営訓練を実施すること。
8. パニックを起こしやすい精神障害者が落ち着いて避難できる福祉避難所の在り方を検討し、精神障害者の個別避難計画作成を進めること。福祉避難所開設の防災訓練を行うこと。
9. 手話ボランティアの受け入れ体制及び、聴覚障害者の支援拠点避難所を整備すること。支援拠点避難所に聴覚障害者の情報保障を担う手話通訳者や手話ができる方を配置すること。手話通訳者等が着用するビブスなどを備えること。
10. ヘルプカードの活用について、当事者への周知を徹底することとあわせて、区民への理解を広げ、震災時の支援ができる環境を整えること。

（ 原発災害 ）

1. 原発の再稼働に反対し、原発ゼロを政府に求めること。あわせて、原発の新規建設推進や60年超の運転を認める方針の撤回を政府に求めること。
2. ALPS処理後の汚染水について海洋放出は止め、英知を集めて海洋放出以外の方法を検討し汚染水の発生を抑えるよう国に求めること。
3. 品川区が行っている放射線量の測定は継続し、その費用は、国と東電が負担するよう政府に求めること。
4. 子どもたちの内部被曝ゼロを目指し、区民の不安解消のため、学校・保育園給食食材の放射線量測定を実施すること。
5. 放射線測定器の区民への貸出を継続すること。
6. 地域防災計画にある、原発災害から区民を守るための放射能被害対策の内容を抜本的に引き上げること。

子どもの権利を尊重し、安心して産み育てることができる子育て支援、ゆきとどいた教育を

1. 子どもの権利条例は、子どもの権利条約の精神に則り策定すること。また、子ども施策を検討する上では、子ども自身の意見を聞き、意見を表明する権利を保障することを基本姿勢とすること。
2. 子どもの権利条例には「子どもの権利条約に基づいていること」と「4つの原則（①差別の禁止、②子どもの最善の利益、③生命、生存及び発達に対する権利、④子どもの意見の尊重）」を書き込むこと。
3. 子どもの権利条例策定の際、学校や保育園・幼稚園に通う子どもだけでなく、不登校児や障害児、ヤングケアラーなど様々な境遇の子どもからも意見を聴き条例に反映すること。
4. 子どもの権利条例制定に向けて、区が設置するとした権利擁護機関につなげられるよう、子どもや周りの大人が子どもの権利が侵害されたことに気づき、安心して相談・救済を求められる教育や啓蒙など、環境を整えること。
5. 子どもや若者の政策を議論する場を設けるため子ども・若者育成支援推進法にある子ども・若者地域協議会をつくること。

（ 保育 ）

1. 区立認可保育園の統合・削減計画と民営化方針は撤回し、区立保育園を減らさず、存続させること。
2. 国と都に対して公立保育園の用地取得費、施設整備費、保育園運営費などの支援を求めること。
3. 公立保育園の慢性的な保育士不足を解消すること。とりわけ、産休、育休、病欠代替は年間補充要員で確保し、補充がされないような事態は早急に改善すること。
4. 待機児解消は区立認可保育園増設を柱とし、区の責任において、希望するすべての子どもが認可保育園に入園できるようにすること。
5. 待機児童数は国基準とは別に「求職活動を休止している者」「認可外保育園利用者で保育料助成を受けている者」「定期保育事業の利用者」「『特定の保育園等のみ希望している者』のうち1園のみを希望している以外の方」「不承諾のためやむを得ず育児休業を延長した方」など、いわゆる「隠れ待機児童数」も合わせて算出・報告すること。入園申込み状況の発表は、不承諾数と「待機児童数」だけでなく、不承諾数の内訳も報告・公表し、不承諾となった家庭の後追い調査を行い、実態をつかむこと。
6. 国と都に対し、保育士の配置基準や施設基準を抜本的に見直し、1歳児は保育士の配置基準を4:1にするなど更なる引き上げを求めること。
7. 認可保育園への園庭設置の義務付けと財政支援を行うこと。
8. 保育園給食の民間委託は直営に戻すこと。また、栄養士を配置してアレルギー対応をは

じめ様々な相談を受けられるようにすること。

9. 西品川・中延保育園で行われている、5歳児を切り離す小学校での保育は止めること。
10. 区立0歳児保育園の正規看護師の欠員は派遣でなく正規職員で補充すること。
11. 男性保育士に対応した、更衣室、トイレを確保する等区立保育園職場の環境整備を行うこと。
12. 認可園化を希望する認証保育園に対する用地・建設費補助など支援制度を設けること。
13. **4月当初などに定員が埋まらず運営が苦しくなる社会福祉法人やNP0法人立の認可・認証保育園等について、子どもの数に応じて運営費補助を出す仕組みをあらため、公立認可園同様に安定的な運営ができる仕組みにするよう東京都に求めること。また、区としても20区が実施している定員割れ私立保育施設への定員に応じた補助を実施すること。**
14. NP0や社会福祉法人が運営している園は宿舍借り上げ支援の園負担を軽減すること。
15. 私立認可保育園の保育水準を維持できるよう運営費助成制度を充実すること。保育士の基本給を引き上げるため、国に公定価格の見直しを、都に補助金の増額を求めるとともに、区としても独自に助成を行うこと。見直しについては保育士以外の職員の処遇改善も含め関係者の合意の下に進めること。あわせて人材確保ができるしくみを検討すること。
16. 認可保育園の増設に伴い園医の過重負担について改善を検討すること。また、入園健診や定期検診、登園許可証などの提出書類のフォーマットを公立・私立ともに統一すること。
17. 2026年度から開始されるこども誰でも通園制度は、子どもにとって良い保育を提供することを目的に利用時間を拡大し定期利用を基本とすること。専任の保育士を配置し、専用室を設けること。そのための十分な財政支援も行うこと。
18. 城南・浜川の区立2幼稚園の閉園方針を撤回し、区立幼稚園を存続すること。
19. 幼稚園の預かり保育助成金を増額すること。

（ 子どもの居場所 ）

1. 学童保育クラブを復活すること。
2. すまいるスクールの利用料は基本利用料だけでなく延長も含め無料に戻すこと。
3. **すまいるスクールは、どの学校でも専用の部屋を確保し、利用人数に見合った広さも確保すること。音や人の多さなど環境刺激の処理が苦手な発達障害児にも配慮した広さ・環境を確保すること。**
4. 児童センター、すまいるスクールの運営委託は止め、区が直接雇用で福祉職（児童指導員）を採用すること。指定管理者制度の導入は行わないこと。
5. **すまいるスクールの運営事業者の委託料を引き上げ、従事者の待遇を改善し人員を増やすこと。**
6. すまいるスクールに正規専任指導員を複数配置し、全児童におやつを提供すること。
7. 親の就労ですまいるスクールを4年生以降も利用する障害児は19時まで利用できるよ

うにすること。

8. 保育園、すまいるスクールの障害児等に正規職員の加配を行うこと。また保護者が加配の要望を出した時はきちんと対応すること。
9. 保育園、児童センター、家庭あんしんセンターなどの備品費や教材費を増額すること。
10. 子育ての孤立を防ぎ、相談機能を高めるために専任相談職員を区立保育園、児童センターの全てに配置すること。
11. 児童センターは館長の役割を発揮するために館長館（11 館）すべてに副館長を配置し、正規職員を増員し、委託館を含め児童センターの運営を充実させること。
12. 子どもが野球やサッカーなどボール遊びのできる公園を整備すること。
13. 専任指導員を配置した、子どもが主体的に遊び、遊びを通して創造性や社会性を身に付けられるようなプレイパークを各地につくること。
14. 乳幼児を安心して楽しく遊ばせることができるよう乳幼児用遊具の設置や専用スペースを設けるなど公園を整備し、周知をすること。
15. 児童福祉司や児童心理士など児童相談所の専門職を育成できるよう、経験を積むことのできる人事異動サイクルにすること。
16. 児童養護施設を関係機関とも連携し増設すること。
17. 子ども若者応援フリースペースは、需要が増える支援ニーズに対応できるよう、予算を増額し、施設の拡大や増設を行うこと。継続して支援にあたるユースワーカーを育成するために、常勤者を増やせるよう支援すること。
18. 子ども若者応援フリースペースについて、引きこもりや不登校などで悩みを感じている本人や家族への丁寧な周知を徹底すること。
19. セーフティネットとしての役割も果たしている子ども若者応援フリースペースへ、保健師や精神保健福祉士を配置し、緊急事態に対応できる体制を整えること。
20. IKUMO やしおのような乳幼児が室内で遊べる場所や、児童・生徒が涼める場所を増やすこと。

（ 子育て支援 ）

1. 保護者や子どもにかかわる人に子どもの権利条約を学ぶ機会をつくること。
2. 妊婦検診の助成額を増やして無料にすること。出産費用は医療保険から支給される出産育児一時金の増額を国に働きかけるとともに、港区のように平均出産費用まで補助し原則無料とすること。
3. 不妊治療について保険適用を国に求めること。また、自己負担軽減策を充実すること。
4. 児童手当を 18 歳まで月額 3 万円に拡充し、月毎に支給するよう、国に求めること。
5. **通学定期への補助制度をつくること。鉄道会社に子ども料金を 18 歳まで拡充するよう求めること。**
6. 不登校など長期欠席のこどもへ学校給食費相当分を給付すること。
7. 義務教育の完全無償化に向けて、移動教室・社会科見学費用、卒業アルバム代や体操服、

部活動にかかわる費用などを無料にすること。

8. **学校給食の無償化は、朝鮮学校など各種学校含めた私立・都立・国立など、品川区在住の全ての小中学生を対象にすること。**
9. 学校給食・学用品などの全ての教育無償化施策は、子どものあらゆる差別を禁じた子どもの権利条約、多文化共生社会・多様性尊重の観点からも、朝鮮学校など各種学校も対象にすること。
10. 2010 年から停止している東京都の朝鮮学校への補助金支給を再開するよう都に求めること。
11. 就学援助は、対象を生活保護基準の 1.5 倍に拡大し、生活保護費引き下げに連動させないこと。また、入学準備金は実態に合わせて増額すること。就学援助の項目に、クラブ活動費、生徒会費、PTA 会費、塾代など加えること。国の通知のとおり公立だけでなく国立や私立も就学援助の対象にすること。
12. 日本の高すぎる大学・短大・専門学校の授業料を段階的に無償化するため、すみやかに半額に値下げし、返済中の奨学金は半額免除するよう国に求めること。
13. 高校や大学などの給付型奨学金制度の対象拡大や増額などを国や都に求め、区が実施した理系大学生への給付型奨学金を文系大学生と専門学校生にも拡充すること。また、区の高校生への旧奨学金貸付事業の返済は一部または全額免除すること。
14. 大学生の奨学金は、区独自に返済支援制度をつくること。
15. 子どもの貧困を区政の問題として正面から捉え、実態を把握し、それに基づいて子どもの貧困削減目標を明確にした計画をつくり推進体制を整えること。児童センター、保健所、主任児童委員など児童虐待防止のネットワークを強化するためにも、必要な職員配置をすること。
16. DV や児童虐待の相談先がわかるように区民に周知すること。
17. しながわ水族館と品川歴史館の幼児・小中学生の利用料は無料にすること。

（ 教育 ）

1. 子どもの権利条約について、条約そのものを教材とし学校で子どもに直接教える機会を設けること。教員の研修にも位置付けること。
2. 区長は教育への不当な介入はせず、教育環境の整備に徹すること。
3. 学校運営は、地域、保護者、教職員の意見を聞き、民主的に行うこと。
4. 教職員の多忙化の解消のために必要な増員を行うこと。また、管理職がタイムカードの休日打刻を禁じることや、超勤が少ない学校のランキングを出すことなどは止め、教職員の勤務実態を把握した上で労働環境の改善をすること。
5. 教員の多忙化解消へ、教育委員会主導で、具体的な業務削減・行事の精選を徹底すること。勤務時間に授業準備ができるよう授業数の削減を国に求めること。
6. 産休代替や病休者など、年度当初や途中で必要な教員が確保できないということが無いよう、区教委として責任を負い手立てを取る。根本にある教員不足の解消を国や都

にはたらきかけること。

7. 担任・副担任の業務を代替、補完しているすべての教職員に対し手当を支給・保障すること。
8. 児童の健全な発育と教職員の健康管理のため、ゆとりのある休み時間を確実に保障すること。
9. 新任教員が孤立し、過度な負担を背負い込まないように、初期段階でのメンタルヘルスケアへつなぐことや人的な配置を強化すること。
10. 「定額働かせ放題」の公立教員給与特別措置法（給特法）に残業代支給を加えるなど抜本改正を国に求めること。
11. 校長会や全国知事会も求める教員の基礎定数増を国に求めること。
12. 教員の長時間労働を固定化する変形労働制の導入方針は撤回すること。2021 年度 4 月から施行可とされている条例等の制定は行わないこと。
13. 小中学校での 30 人学級の実施を都と国に求めること。
14. **区内小中学校の 30 人学級の実現へ、区固有教員の増員や、学校隣地を購入し教室を増やすことや学校の増設も含めた検討を進めること。**
15. 学校選択制・一斉学力テスト・小中一貫教育などの「教育改革」「しながわ教育ルネッサンス」は、教職員や保護者、地域住民などの参加、学区毎の公聴会の開催等を行い、子どもの権利条約を踏まえ真摯に検証して見直すこと。
16. 「義務教育学校」は廃止し、元の学校に戻すこと。
17. 区立小中学校の学校選択制は廃止に向けて検討すること。
18. 品川区一斉学力テストは速やかに廃止すること。全国学力テストには参加しないこと。
19. 全ての子どもたちが学び成長することの楽しさを感じられるよう、全国の学校で広がる、探求と協同による質の高い学び＝「学びの共同体」の授業改革と学校改革の実践を調査・研究し、導入すること。
20. 標準授業時間を上回る 1・2 年生の授業時間数の削減をすること。
21. 年間 140 時間に増やした市民科の時間数は元に戻すこと。市民科に統合された特別活動（学級活動）、総合的な学習の時間は、現場や保護者・子どもの声を聞きながら復活させること。
22. コミュニティ・スクールの学校地域コーディネーターの活動保障と人材確保へ、現在の最大月 72 時間（6 時間×3 日×4 週）との時間数を増やし、活動にかかる諸経費を保障し、待遇も改善すること。
23. 学校、幼稚園、保育園、幼保一体施設の行事等において、内心の自由を奪う「日の丸」「君が代」の強制をしないこと。
24. 区立小中学校の社会科見学等で自衛隊・防衛省の見学や体験は行わないこと。
25. 教育委員会は、教育委員を公選制とし、委員の合議体として独立性を貫くこと。
26. 教育委員会の予算審議と議事録は全文公開とすること。また、教育委員会定例会の傍聴は、希望者全員を受け入れるようにし、資料の配布をおこなうこと。特に教科書採択の日の教育委員会の傍聴は、全員受け入れること。

27. 教科書展示は、場所と閲覧時間を増やすこと。また、使用当事者である教員の閲覧・意見提出の機会をつくること。募った意見は審議の前に教育委員に資料として提供すること。
28. 歴史教科書採択の最低限の土台として、在日韓国・朝鮮人の日本における歴史的経過や歪曲されていない韓・朝・日の歴史などの事実を伝える努力を日常的に行うこと。区内の教育機関は多文化理解教育を推進し、また区長部局はその支援を行うこと。
29. タブレットの学習成果を検証し、使用の廃止を含めて検討すること。
30. 生徒数の多い義務教育学校の校庭は児童生徒数に見合った広さを確保し、教育環境を整えること。
31. 建て替え期間中の学校に対し、少人数指導や別室登校の部屋を確保し、教員や支援員を十分に配置すること。
32. 学校校舎は車椅子が使えるようバリアフリー化を進めること。
33. **夏場の酷暑における学校・幼稚園・保育園の校庭・園庭・プールでの教育活動の条件整備へ、可動式の大型サンシェードを整備すること。今後改築する学校は屋根付きプールにすること。**
34. 熱中症対策として各学校に冷水機を設置すること。
35. 小中学校の洋式トイレを増やすこと。
36. 教室の雨漏りやプールの防水加工など不具合な箇所を直ちに改修すること。
37. 全ての学校プールのシャワーを温水に取り換えること。
38. 小中学校の人工芝の校庭の PFAS 汚染調査を行うこと。人工芝と一足製の導入方針についてはいったん立ち止まり、導入の検討を行う際は十分な情報提供と当事者・関係者の意見聴取を行うこと。
39. すべての学校にできる限り多くの太陽光パネルを設置し、再生可能エネルギーの活用を通して環境学習を深められるようにすること。
40. ヒートアイランド現象対策へ、校舎の塗装は遮熱塗装の利用を検討すること。
41. 学校給食調理業務の民間委託は中止して直営に戻すこと。
42. すべての学校に栄養士を配置できるよう東京都に配置基準の見直しを求めること。当面は食育など必要な指導ができるよう区が正規で栄養士を採用して配置すること。
43. 学校給食の有機野菜等の導入は保護者、児童生徒、現場栄養士、調理業者、納入業者等、各関係者の意見を聴き、無理のないよう進めること。
44. 食物アレルギーのある子どもが友達と同じように給食を食べることができるよう代替食を提供すること。
45. 教員とは別の目線で子どもの成長を支える用務職の技術と経験を継承するため採用を再開すること。
46. 伊藤学園プールの一般開放を 6 月から 10 月の時期の夜間や土日などで再開すること。
47. 施設費や教職員給与などの義務教育国庫負担を 2 分の 1 に戻すよう国に求めること。
48. 費用負担増をはじめ不安の強い「部活動の地域移行」は、国の示す「2025 年度末までに達成」との期限にこだわらず、子ども・保護者・学校・地域の声をよく踏まえ、当事者

とともにそのあり方を検討すること。

49. 中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J）は廃止するとともに、結果を都立高入試に反映しないよう、都に求めること。
50. 人事考査制度、主幹・指導・主任教諭制度の廃止を国に求めること。
51. 子どもの言動を事細かく管理する「学校スタンダード」は、子どもや教員、保護者の意見を聞き、子どもの権利条約を実践する立場で見直すこと。
52. 「ツブロック禁止」や「肩より長い髪を下ろしたまま禁止」など、理不尽な校則は児童・生徒、保護者の意見も踏まえて引き続き見直しを進めること。中学生の下着の色や見た目を、校則で指定することは止めること。
53. 学校における性の多様性を理解する授業について、具体的な実践や教材の作成へ、関係団体との連携を進めること。また、小学校、中学校、義務教育学校の学校図書室に、子どもにも理解しやすい関係図書を配置すること。
54. ユネスコの「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」や東京都が改訂した「性教育の手引き」に基づき、区立学校でも包括的性教育の実施へ、カリキュラムの研究や実践を行うこと。また、産婦人科医や助産師など外部講師による授業の実施を区教委として全校に呼びかけ支援を行うこと。
55. 性の悩みを受け付ける区の「ユースヘルスケアしながわほけんしつ」や「よりそいホットライン」について、学校の保健室や廊下などのポスター提示等で相談窓口の周知を徹底すること。
56. 手話言語条例を踏まえ、小中学校で「手話と聴覚障害の理解」の授業を設けること。
57. 小中学校で精神障害についての知識を拡げる授業を設けること。区として当事者参加で副読本を作成すること。
58. 子どもたちが犯罪などに加担しないように学校でのネット・AI リテラシー教育を実施すること。
59. 憲法に位置づけられた労働組合や労働三権など労働者の権利を教える教育を位置づけ進めること。
60. 区立の夜間中学校を設置し、不登校生徒、形式卒の若者、外国籍の方、義務教育を受けられなかった高齢者などを受け入れる学びの場をつくること。
61. 子どもたちの頭上を低空で通過する羽田新飛行ルートに対し、教育委員会として中止を求めること。

（ いじめ・不登校対策 ）

1. いじめへの対応は後まわしにせず、子どもの命を最優先にすること。
2. いじめからかけがえのない子どもの命、心身を守りぬくために、全国や区内でいじめを解決した貴重な経験を学び、教職員、保護者、地域で共有し生かすこと。
3. 学校生活の中で児童会や生徒会などの自主的・自治的活動の比重を高め、いじめをしない人間関係をつくる教育活動に取り組むこと。

4. 品川区いじめ防止対策推進条例はいじめの禁止や厳罰化、道徳教育の押し付けではなく、子どものいのち最優先に子どもがいじめられずに安全に生きる権利と、遺族などの真相を知る権利を保障するものに見直すこと。
5. いじめ重大事態の調査報告書は、いじめのない学校をつくる貴重な教訓とするため、個人情報や当事者・保護者の意向は尊重しつつ、国の調査に関するガイドラインにある「事実関係を可能な限り明らかにし」「当該重大事態への対処と同種の事態の再発防止等を講じる」との調査の目的が達成できるよう、可能な形で議会・区民に報告すること。
6. いじめや不登校で苦しむ子どもに気づき必要な対応ができるよう、多忙な担任の先生だけでなく多様な大人が目配りし関われるように学校の人的体制を充実すること。そのため、スクールソーシャルワーカーを全校に正規職員で常勤配置し、学校図書館司書と委託化された用務員は直接雇用に変更、各学校に毎日配置すること。
7. 不登校の小学生が激増している中、小学生が通える適応指導教室（マイスクール）を更に増やすとともに、受け入れを小2以下にも拡大すること。
8. マイスクールに通う子どもの家庭用学習教材への利用料助成を行うこと。
9. **全校実施された校内別室指導支援の現状を把握し、必要な支援を行うこと。別室指導支援員には教員等の資格者を配置し、着任前から十分な研修の実施、時給の引き上げと交通費の支給を行うこと。**
10. 別室指導員が二次被害を生み出さないよう子どもの権利条約などの研修を行うこと。
11. 不登校ガイドブックを子どもや関係者に配布すること。
12. 不登校ポータルサイトに区内のフリースクールや不登校の家族会等の情報を掲載すること。
13. 不登校の子どもの学びの保障とフリースクール等に通う家庭の経済的支援のため、都の「フリースクール等利用者等支援事業」と区の「フリースクール等利用料助成金」を周知するとともに、区独自でもオンライン授業・教材の受講費用など経済的支援を行うこと。
14. 区内のフリースクールへ家賃補助など運営支援をすること。
15. 区教委は中学校在学中の不登校による欠席を高校入試のマイナス材料にしないよう高校に求めること。
16. 中学校の進路相談で定時制高校の情報提供をすること。
17. 都立小山台高校定時制の存続と大崎高校定時制は廃止の検討の対象にしないことを都に求めること。
18. 区としてチャイルドラインの番号記載のカードを印刷し、公立私立を問わず区内の小学校・中学校・高校生に配布すること。また、まもるうちにチャイルドラインの番号を登録し通話できるようにすること。
19. チャイルドラインが学校で行っている出前授業の実施と普及を全学校で行えるよう支援し、教材や交通費などの予算措置を講じること。

（ 特別支援教育 ）

1. 2026 年度策定する特別支援教育推進計画によって、教職員への研修や支援体制の強化、保護者や区民への啓発などを具体化し、PDCA サイクルで充実させること。
2. 学校でのインクルーシブ教育を進め、交流と共同学習の充実、副籍制度の活用を積極的にすること。
3. インクルーシブ教育として普通教室と自然に交流し、学びあえるよう特別支援学級の学校内での配置場所を見直すこと。
4. 地域の学校に通うという選択肢が持てるよう、全ての区立学校に特別支援学級を設置すること。
5. すまいるスクールに特別支援学校の児童が通えるよう、降車スポットからすまいるまでの移動支援に必要な委託費の加算を行うこと。
6. 特別支援学校における放課後支援事業（学童保育事業）の実施に向け、東京都と連携して検討すること。
7. 特別支援教育コーディネーターは養護教諭や担任教諭などの兼任でなく各学校に専任で配置できるようにすること。
8. 特別支援教育の訪問指導教員の専門性や力量を高める研修を充実し支援を丁寧に行うこと。
9. 特別支援教育の訪問指導教員が病休などに入った場合に代替教員の配置がない現行制度は改めるよう都に求め、当面、区独自に配置すること。
10. 全ての学校で専用の特別支援教室の指導場所を確保すること。また、特別支援教室の拠点校から各学校の教室に教材をもっていく必要がないようあらかじめ配備すること。
11. 現場の実情に応じて訪問指導教員が拠点校以外の学校に直接登校できるようにすること。
12. 東京都立臨海青海特別支援学校の学区域に八潮・勝島・東品川・南大井を入れないよう学区の見直しを都に求めること。
13. 発達障害教育支援員、学習支援員・学校生活支援員（旧・介助員）を増員し、子どもの必要に応じて配置すること。
14. 都が 2022 年度から始めた特別支援教室の担当教員の配置基準の改悪（子ども 10 人につき 1 人→12 人につき 1 人）と、運営ガイドラインの改悪（子どもが特別支援教室に通える期間を原則 1 年、最大 2 年との制限を設ける）は元に戻すよう都に求めること。配置基準の適用も区全体の合計数で行うのではなく、各学校で 12 人に 1 人は配置すること。
15. 子どもが必要な時期に必要な特別支援教育の療育を受けられるよう、前提となる WISC 検査は通年必要な時に受けられる体制を整えること。

（ 図書館 ）

1. 学校図書館司書は、現在の週 2.5 日から週 5 日間に増やし、毎日いる図書館にすること。

学校の教育活動と十分に連携できるようにするため、専任の直接雇用とすること。当面、現在の委託の学校図書館司書は、会計年度任用職員として配置すること。

2. 図書館への指定管理者制度は止め、窓口の業務委託を含め、直営で行うこと。専任の司書職員を配置し区民サービスを充実すること。
3. 二葉図書館、源氏前図書館にエレベーターを整備するなど、利用者が安心して利用できるよう施設のバリアフリー化を図ること。

平和、ジェンダー平等を推進し、住民参加を位置づけ区民サービスの向上を

1. 「住民参加条例」を制定し、あらゆる分野で政策決定をする前に住民に説明し、合意形成を徹底すること。
2. 「品川区公共施設等総合計画」に基づく施設の統配合、PPP/PFIなど民営化のさらなる推進は止めること。
3. 住民福祉の向上へ、正規職員を増やすこと。新たな施策を展開していくにあたっては、必要な人員配置を行うこと。
4. 公共職場におけるサービス残業を一掃すること。
5. 会計年度任用職員の給与や休暇など労働条件は正規職員と同一労働・同一賃金とし、昇給制度を作ること。
6. 行政サービスを行う派遣労働者は希望者全員を直接雇用すること。
7. 戸籍住民課など区役所窓口の民間委託はやめ、直営に戻すこと。
8. 区と関連のある企業、第三セクター、社会福祉法人などへの幹部職員の天下りは中止すること。
9. 区の附属機関の委員の構成は、年齢や職業、性別(女性の比率を高める)など幅広い住民世論を反映できるように改善すること。行政委員会の委員などの報酬は社会情勢を踏まえ引き下げること。
10. 区への誇りや愛着、おもてなし活動を強制する品川区おもてなし条例は廃止すること。
11. 品川区町会および自治会の活動活性化の推進に関する条例は、各団体の自主性を担保し、参加の強制や新たな負担増にならない内容に改定すること。
12. 客引き行為等の防止に関する条例は、すべての区民活動を対象とせずに、悪質な業種を指定する内容に改定すること。
13. 指定管理者制度について、事業者の選考過程や理由に関する資料は、全てホームページで公開すること。
14. 指定管理者制度のモニタリング評価は、事業者まかせではなく現場調査など行い区が実態を把握すること。また、総括シートは事業所の職員体制や待遇などをチェック項目とし、ホームページで公開すること。
15. 情報公開制度は政策形成過程の情報も原則公開とし、コピー代について、白黒及びカラーの印刷代は料金を引き下げること。
16. 「広報しながわ」が届かない区民に、郵送できることを回覧板や区のケーブルテレビなどで周知徹底すること。
17. 区の基本的な計画は、中間のまとめや素案の段階で区民への説明会を位置づけること。パブリックコメントを行う場合は、その前に住民への説明会を各地域センターごとに開催し、期間は最低1か月とすること。また、希望する区民に資料を配布し、意見を提出した区民に対し見解を示した区の返信を出すこと。

18. 各種審議会等の傍聴について、①会議の冒頭に毎回諮ることなく傍聴できるようにすること、②傍聴者の途中入室を認めること、③傍聴者に資料を配布し、その資料の持ち帰りを認めること、④資料と会議録全文はインターネットで公開すること、以上を基本原則とすること。
19. **非核平和都市宣言をしている区の区長として、「日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める署名」に署名すること。また、国に「核兵器禁止条約」に批准するよう働きかけること。また、非核平和都市品川宣言を各国政府に送付して、核廃絶を訴えること。**
20. 核兵器廃絶を求める非核宣言自治体協議会へ参加し、あらゆる核実験に抗議声明を送付すること。
21. 非核平和都市宣言を生かし被爆者見舞金の金額を引き上げること。
22. 戦争体験世代が減少する中、空襲による犠牲や防空壕など品川区内の戦跡の発掘と保存をすること。また、新たな戦争体験集を公募して発行すること。
23. 区民を戦争に動員する国民保護計画は中止すること。
24. **憲法9条改憲に反対し、憲法違反の安保法制=戦争法、特定秘密保護法、「共謀罪」法、安保三文書、国家情報会議設置法を廃止し、非核三原則の見直し、武器輸出をやめ、戦争国家づくり・大軍拡を止めるよう国に求めること。**
25. 憲法が保障する地方自治を否定する国による辺野古新基地建設の強行について、沖縄の闘いと連帯し、国に抗議すること。
26. 判断能力が備わっていない子どもに体験させ自衛隊の宣伝を行う自衛隊防災フェアへの水族館の貸し出しはやめること。大井どんたくなど、区が後援するイベントでの自衛隊車両展示は行わないよう主催者に求めること。
27. 自衛隊入隊・入校予定者激励会の開催は止めること。
28. 自衛隊への有権者名簿の提供は引き続き行わないこと。
29. **城南大空襲の記憶を語り継ぐため、記念碑の建立や小島義一さんの城南大空襲の絵の品川歴史館への保管・展示・貸し出し、体験者の証言のアーカイブ、区の平和マップへの戦跡掲載などを行うこと。**
30. 人権尊重都市品川宣言の精神にのっとり、障害者や高齢者、外国人などへの差別を解消するための啓発活動に力をそぐこと。
31. 永住者の人権を脅かす重大な差別である永住資格取り消し条項を見直すよう、政府に求めるとともに、その不当性や改善の必要性を区としても広報すること。
32. 人権教育や日本語学習の機会の充実など多文化共生社会を推進する事業を積極的に進めること。ヘイトスピーチ等の差別的言動を防止するため、条例制定など具体的な対策を講じること。
33. 同和相談員など同和事業は廃止し、「解同」品川支部への総務部分室の貸し出しをやめ、「月見橋の家」の建て替え後は戻さないこと。
34. 部落解放同盟機関紙である解放新聞など、全管理職と全校長の人数分を購入している新聞や雑誌の購読料の予算は削ること。
35. あらゆる分野で、計画、法律、政策などをジェンダーの視点でとらえなおし、すべての

人の人権を支える仕組みを根底から作り直すジェンダー主流化を位置づけ取り組むこと。

36. ジェンダー平等推進条例の考え方に、男女の賃金格差の是正を位置づけ、女性が8割強を占める区の会計年度任用職員の待遇改善や、女性が多く働く介護や福祉、保育などケア労働の待遇改善のための支援など、区としてできる対策をとること。
37. 区の幹部職員、付属機関、審議会などに女性の比率を高めること。
38. **ジェンダー平等の根本に包括的性教育があることを据え、区の性教育を国際セクシャリティ教育ガイダンスに則った包括的性教育に切り替えること。NP0 法人ピルコンや産婦人科医、助産師の外部講師による性教育を、区教育委員会として全校に実施を呼びかけ、財政的保障をすること。また、成人への包括的性教育についても取り組みを進めること。**
39. 「ユースヘルスケアしながわほけんしつ」は、子どもや若者に広く周知すること。
40. 選択的夫婦別姓を認めるよう国に求めること。
41. 女性差別撤廃条約でうたわれている権利の救済を確かなものにするため、選択議定書の批准を国に求めること。
42. **セクシャル・リプロダクティブヘルス&ライツ（SRHR、性と生殖に関する健康と権利）は全ての人の性と生殖に関する自己決定権を保障するものという認識を持ち、中身を区民に広く知らせ、取り組みを進めること。**
43. 人権尊重都市品川宣言にSOGI差別禁止を追加し、性の多様性を理解し、性的マイノリティの人権を守るため職員研修や区民への啓発、学校教育を充実すること。
44. 行政への申請書類について、性別表記の一斉調査を定期的に行い、申請に不必要な性別表記は削除すること。
45. 世田谷区が実施した「性的マイノリティ支援のための暮らしと意識に関する実態調査」を参考に、区民の性自認や性的指向についての暮らしと意識の実態調査を実施すること。
46. LGBTQ+など多様な性への理解促進と支援の実施や SOGI 差別禁止に向けた事業展開を充実すること。
47. 学校や庁舎など区施設でのトイレや更衣室などの施設整備に、LGBT 当事者の意見を踏まえ、子どもも大人も安心できる環境整備を促進する計画を策定すること。
48. 品川区職員互助組合について、同性パートナーも異性パートナーと同様に結婚や傷病等に対する手当を支給すること。
49. 生理用品の配布（優しさをカタチにプロジェクト）は、地域センターでの配布を復活させるなど配布場所を増やし、働く人も取りに行けるよう土日・祝日を含め配布時間帯を延長すること。また、防災備蓄だけでなく購入して需要に応えること。
50. 生理用品は区役所（3・7階以外）や区民集会所など、全ての公共施設の女性トイレに設置すること。さらに公衆トイレと公園トイレにも設置すること。
51. 区民の自主的な活動を支援するために集会施設を増やすこと。特に100人～200人規模の施設を整備すること。また、使用料は低廉な料金とし、学校、児童センターは無料にすること。また、第三庁舎6階講堂、防災センター3階ロビーは区民が利用できるようにすること。

52. 東品川地域に住民票や戸籍など各種行政手続きなどができるように地域センターを開設すること。
53. きゅりあんとスクエア荏原は、低廉な利用料金とし、減免制度を設けること。
54. 区民ギャラリーの利用料は、低廉な料金に引き下げること。
55. 文化センターや区民集会所、シルバーセンターなどの備品（マイク、カセットデッキ、DVD プレイヤー、プロジェクター、スクリーンなど）を充実させ、利用料は無料とすること。また、高齢者が安心して和室利用できるよう正座補助具又は和室用椅子を備え付けること。和室に着つけ教室用の鏡の設置、机やいすなどの備品は高齢者が、軽くて扱いやすいものに改善すること。改善にあたっては利用者の意見を聞いて反映すること。
56. 八潮地域センター、荏原文化センター、中小企業センターは、利用する部屋ごとに温度調節ができるようにすること。
57. 荏原第三・荏原第五・大井第二の各地域区民集会所の和室の机を軽いものに交換すること。また、和室用の椅子を増やすこと。
58. 男女共同参画センターやシルバーセンターに Wi-Fi を設置すること。
59. 料理教室など区民の自主的な活動を支援するため、調理ができる施設を増設すること。
60. 演劇や音楽活動の練習ができるよう、防音設備のある施設への改修と増設を行うこと。
61. 全てのゆうゆうプラザおよびシルバーセンターにフリーWi-Fi を設置すること。
62. 臨海斎場、桐ヶ谷斎場へ大井町からもいけるようにバス路線の確保をすること。また、臨海斎場に帰りのバス停留所の案内表示をすること。宗家がマイクロバスを出す場合はバス代の補助を出すこと。
63. 臨海部広域斎場組合会議に対し、各自治体の公費負担を増やし、臨海斎場の料金を低廉にするよう求めること。
64. 各種選挙における郵便投票は、要介護高齢者や障害者の対象を拡大し、選挙権を保障するよう国に働きかけること。
65. 各種選挙において、自治体として移動困難者への送迎の仕組みを検討すること。
66. 各種選挙における期日前投票について、上大崎、東五反田地域における投票環境の整備を整えるため、大崎図書館などの区有施設や、JR 目黒駅前のアトレ、都営浅草線五反田駅の地下構内などに期日前投票所を設置すること。
67. 西大井4丁目の大田区側について、当日投票所は遠くのウエルカムセンター原ではなく、近くの伊藤小学校に変更すること。

権利としてのスポーツ振興の充実を

1. 品川区スポーツ推進計画に「スポーツは権利」と明記し、条件整備を進めること。
2. 区民が身近にスポーツや文化を享受できる環境づくりを促進するため、日常の練習や試合ができる球技、水泳、屋内スポーツ等の競技場整備や、公園における遊具や運動器具の充実を図ること。施設利用料について、区民利用は無料とすること。
3. 様々なスポーツ要求に応えるため、フットサル場、スケーティングエリア、3 オン 3 バスケットコートなどの施設を備えたスポーツ広場を設置すること。野球場やサッカー場などの施設を増やすこと。
4. 品川区スポーツ推進計画に、障害者スポーツの推進を位置付けること。その中にその人に合わせてルールを作るアダプテッド・スポーツの観点を取り入れ、普及すること。
5. 障害がある方が身近にスポーツを楽しむことができるよう、既存の公園や競技場について、誰でもトイレの複数配置や休憩室の整備、段差解消や点字ブロックの整備などバリアフリー対応の徹底を、当事者参加を位置づけて進めること。
6. 品川区障害者スポーツセンターを建設し、障害がある方の日常的なスポーツ参加の環境を抜本的に充実させること。また、デイサービスや障害児・者の福祉施設など身近なところで実施できる場所を増やすこと。
7. スポーツ施設などのコインロッカー利用料は無料（リターン式）とすること。
8. 高齢者が安心してスポーツを楽しむことができるように、こみゅにていぷらぎ八潮に団体のバウンドテニスの人工芝コートを置けるスペースを確保するなど柔軟な対応をすること。
9. ピックルボールの周知・普及へ区として体験会を開くこと。

若者の声を区政に

1. 労働者派遣法を抜本改正し、正規雇用を基本とするよう国に求めること。
2. 若者の正規雇用化を支援する、若者就労体験事業を復活させること。
3. 「品川区合同就職説明会」を、中小企業向け求人企業支援策とともに若者支援策としても位置づけた上で復活させ、参加企業と回数を増やして実施すること。
4. 若者サポートステーションを設置し、若者の実態や苦悩によりそった「居場所づくり」とあわせ、語学、パソコンなどのスキルアップに向けた様々なメニューを実施すること。
5. 若者を使い捨てにするブラック企業をなくすため、区内企業へ雇用主としての社会的責任や労働基準法を遵守するよう求めること。区としても若者を対象にした労働三権や労働時間など労働基準法を学ぶ講演会の開催、労働基準監督署や労働組合と連携した労働相談会などを開催し、若者の仕事と生活を応援すること。
6. 東京都と連携して「ポケット労働法」を増刷し、成人式での配布、高校・大学への配布、スマホへのダウンロード、公式 LINE での提供、品川区わかもの・女性就業相談コーナー等の区の窓口、駅頭・コンビニ・ネットカフェなど、若者が目に付く場所に置いて普及すること。
7. 大学や専門学校、高校などに区内中小企業の求人情報を提供し、学生・生徒に募集内容の周知につとめ、若者の仕事確保と中小企業の人材確保を支援すること。
8. 若者が住み続けられる品川へ、若者への家賃補助を実施すること。
9. 単身の若者も入居できる区営住宅枠を設けること。
10. 区独自の奨学金返済支援制度をつくること。

